

令和8年度第1回 長浜市環境審議会 会議次第

日時：令和8年8月5日（水）午前10時

場所：長浜市役所本庁舎5階 5－B会議室

1. あいさつ

2. 委員・事務局紹介  
会長選出

3. 会議事項

- ・第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について資料1
- ・特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について資料2

4. その他

# 第2次長浜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の改定について

# アジェンダ

|                                          |     |   |
|------------------------------------------|-----|---|
| 1. 現行計画について                              | ... | 3 |
| 2. 改定経過について                              | ... | 4 |
| 3. 計画改定の骨子案について                          | ... | 5 |
| ① 新旧構成表                                  | ... | 5 |
| ② 改定ポイント                                 | ... | 5 |
| A) 滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画との整合 |     |   |
| B) 長浜市独自の脱炭素取組のPR                        |     |   |
| C) 計画の実行性を持たせるための「重点施策」の追記               |     |   |
| ③ 計画骨子案                                  | ... | 6 |
| 4. 今後のスケジュールについて                         | ... | 6 |

# 1. 現行計画について

## ✓ 計画主旨

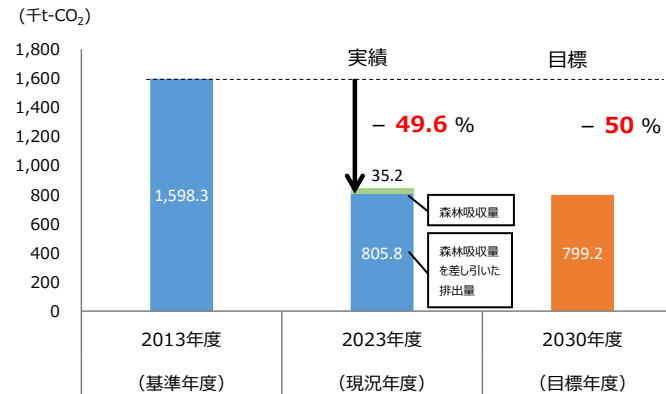
第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、長浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向け、本市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・市などの各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

## ✓ 計画期間

| 年 度               | 2021   | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027   | 2028 | 2029 | 2030 |
|-------------------|--------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|
| 第2次長浜市地球温暖化対策実行計画 |        |      |      |      |      |      |        |      |      |      |
|                   | 前期 5年間 |      |      |      |      |      | 後期 5年間 |      |      |      |

## ✓ 計画期間

現行計画では、温室効果ガスの排出削減の中期的な目標として「2030年度までに2013年度比50%削減」を掲げています。温室効果ガス排出量の算定が可能な直近年度である2023年度の温室効果ガス総排出量は841.0千t-CO<sub>2</sub>でした。右図のとおり、計画は順調に進められていることが見て取れます。



## ✓ 計画体系



# 2. 改定経過について

|        |     |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年2月 | 4日  | 長浜市庁議にて着手報告                                                                                                                                                                                                                        |
| 3月     | 23日 | 長浜市議会健康福祉常任委員会にて着手報告                                                                                                                                                                                                               |
| 4月     | 1日  | 長浜市環境審議会にて着手諮問（書面）<br>長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会を設立 <ul style="list-style-type: none"><li>琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員 金 再奎 氏</li><li>長浜バイオ大学 バイオデータサイエンス学科 木村 道德 氏</li><li>滋賀県立大学 環境社会システム学科 教授 平岡 俊一 氏</li><li>滋賀県立大学 環境政策・計画学科 堀 啓子 氏</li></ul> |
|        | 23日 | 第1回 長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会                                                                                                                                                                                                            |
| 5月     | 11日 | 改定にかかる業務委託契約（～R9.3.23 まで） <ul style="list-style-type: none"><li>基礎地盤コンサルタンツ株式会社</li></ul>                                                                                                                                          |
|        | 18日 | 事業者ヒアリング開始（～7月末） <ul style="list-style-type: none"><li>11社対象。参加者業種：農業、林業、交通、エネルギー、福祉、製造業・メーカー（住宅、鉄工、自動車、農業機械など）</li></ul>                                                                                                          |
|        | 23日 | 第1回ワークショップ（参加者：14名） <ul style="list-style-type: none"><li>地域のプレイヤー間で脱炭素を取り巻く現状の共有をし、長浜ならではの脱炭素×00のアイデアを収集</li></ul>                                                                                                                |
| 6月     | 7日  | 第2回ワークショップ（参加者：14名） <ul style="list-style-type: none"><li>長浜市で必要な取り組みの深掘りをし、対策シナリオ作成に必要な定性的情報を収集。重点施策の構築に必要なロジックツリーを形成。</li></ul>                                                                                                  |
|        | 18日 | 第2回 長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会                                                                                                                                                                                                            |
|        | 19日 | 市民向けアンケート実施（～7月3日） <ul style="list-style-type: none"><li>18歳以上の長浜市民 1000人対象〔無作為抽出〕</li></ul>                                                                                                                                       |
|        | 〃   | 事業者向けアンケート実施（～7月3日） <ul style="list-style-type: none"><li>長浜市内事業者 200社対象〔無作為抽出〕</li></ul>                                                                                                                                          |
| 7月     |     | 骨子案作成作業                                                                                                                                                                                                                            |
| 8月     | 5日  | 令和8年度長浜市環境審議会                                                                                                                                                                                                                      |



**地球温暖化問題に関するアンケート調査  
ご協力をお願い**

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、近年、台風の大規模化や局地的集中豪雨の頻発など、地球温暖化（気候変動）の進行によると考えられている影響がより顕在化しており、対策の必要性が一層高まっています。

本市では、この問題に対する具体的な対策を進めるため、『第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を令和3年3月に策定し、様々な取組を進めてきましたが、令和8年3月をもって計画期間の半分である5年が経過することから、本計画の中間見直しに向けた作業を進めているところです。

この計画の改訂にあたり、市民の皆さまの「地球温暖化（気候変動）」に対するご意見、生活スタイルなどを伺い、計画内容や今後の環境政策に広く反映していきたいと考えています。

では、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、目的・趣意をご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。



# 3. 計画改定の骨子案について

## ① 新旧構成表

※ 別紙1 をご覧ください。

## ② 改定ポイント

### A) 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画との整合

滋賀県においては、政府目標を上回る野心的な目標を設定し、「2040年度に2013年度比79%削減を目指す計画を策定。市としては、“県計画と同等以上”の目標設定を行うことで、国県の財源を有効的に活用しつつ、地域脱炭素を推進できる計画とする。

### B) 長浜市独自の脱炭素取組のPR

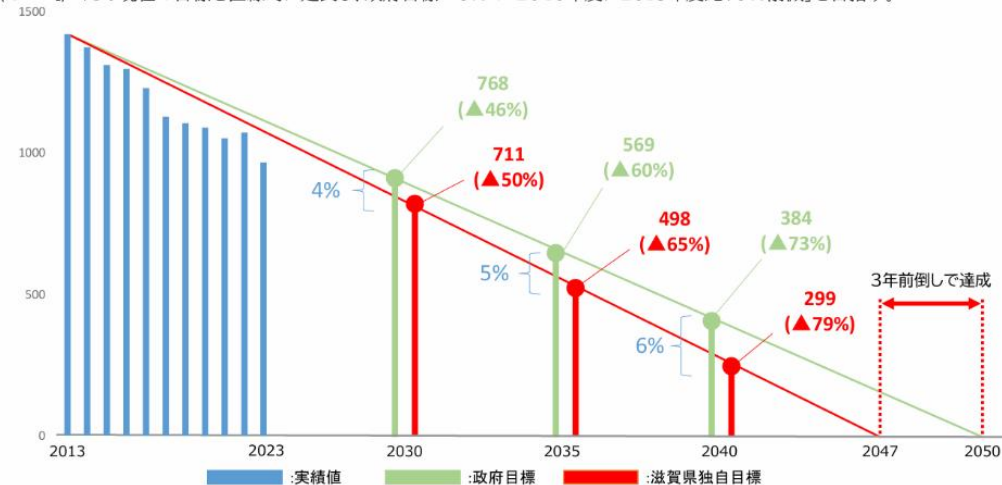
「一般社団法人エネルギー・エージェンシーこほく」の設立をはじめとする本市の特徴的な脱炭素の取組を計画に落とし込みPRできる計画とすることで、市民及び関係企業におけるシビックプライドの醸成及び“共創”としての関わりを促進する実行的な計画とする。

### C) 計画の実行性を持たせるための「重点施策」の追記

ながはまゼロカーボンビジョン2050のとおり、脱炭素をチャンスと捉え、ゼロカーボンに向かう中で生まれるイノベーションやしくみを活かし、脱炭素化と地域課題の同時解決を図り、自然・文化・歴史あふれ、暮らし豊かなながはまを目指す取組を「重点施策」と位置づけ、実行性を持って進めていきます。

#### 第4. 中期ビジョン ～2040年の中期目標～

- ・国は、令和7年(2025年)に「地球温暖化対策計画」等を改定して、現在の排出量削減目標を直線的に延長し、新たな目標を「2040年度において2013年度比73%削減」とした。
- ・本県においても、政府目標を上回る野心的な目標を維持し、また、県民や事業者における予見可能性を確保するため現在の目標を直線的に延長し、政府目標+6%の「2040年度に2013年度比79%削減」を目指す。



#### 「脱炭素」×「●●」で地域課題を解決

##### ゼロカーボンは様々な地域課題を解決するチャンス

- ・様々な分野でゼロカーボンの技術や対策を取り入れた「脱炭素」×「●●」を進めていくことで、脱炭素化と同時に様々な地域課題の解決や地域への波及効果の創出につなげていくことが期待されます。



## 3. 計画改定の骨子案について

### ③ 計画骨子案

※ 別紙2 をご覧ください。

## 4. 今後のスケジュールについて

|                         |                                                          |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| 令和8年 9月 上旬<br>17日       | 第3回 長浜市環境審議会ゼロカーボン専門委員会<br>第3回ワークショップ                    |
| 10月 上旬                  | 長浜市環境審議会にて、パブコメ案報告                                       |
| 11月 5日                  | 長浜市ゼロカーボン本部会議にて、パブコメ案報告<br>計画（案）パブリックコメント実施（～11月下旬）      |
| 12月 上旬<br>下旬            | パブコメ案に対する質問への回答<br>長浜市環境審議会にて、最終案審議（諮問）                  |
| 令和9年 2月 上旬<br>18日<br>下旬 | 長浜市ゼロカーボン本部会議にて、最終案報告<br>長浜市議会健康福祉常任委員会にて最終案報告<br>【計画改定】 |

| 旧                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 新                                                                                                             |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第1章 前提条件の整理                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第1章 実行計画の改定にあたって                                                                                              |  |
| 1.1地球温暖化とは                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1.1計画策定・改定の意義                                                                                                 |  |
| 1.2地球温暖化による影響                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1.2長浜市のこれまでの主な動き                                                                                              |  |
| 1.3地球温暖化対策の現状                                                                                                | ・ 国際、国内、滋賀県、長浜市の動向                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.3計画の基本的事項                                                                                                   |  |
| 1.4計画の基本的事項                                                                                                  | (1)  画の目的<br>(2)  画の位置づけ<br>(3)  画の期間・基準・目標年度<br>(4)  画の対象範囲<br>(5)  象とする温室効果ガス<br>(6)  象とする部門・分野 | 1.4計画の位置づけ                                                                                                    |  |
| 第2章  長浜市の現状                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第2章  長浜市の現状                  |  |
| 2.1 自然的条件                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2.1 長浜市の特徴                                                                                                    |  |
| 2.2 社会的条件                                                                                                    | 人口、交通、産業、再生可能エネルギー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2.2 長浜市の温室効果ガス排出量等の現状                                                                                         |  |
| 2.3 長浜市の温室効果ガスをめぐる現状                                                                                         | (1) 現行計画の進捗状況<br>(2) 市域からの温室効果ガス発生状況の分析                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2.3 現状の取組状況について                                                                                               |  |
| 2.4 森林による二酸化炭素吸収量の推計                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2.4 温室効果ガス排出削減に向けた課題                                                                                          |  |
| 2.5 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル                                                                                       | (1) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの定義<br>(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル<br>(3) 既存導入量との比較<br>(4) エネルギー消費量との比較                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                               |  |
| 2.6 温室効果ガス排出削減に向けた課題                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                               |  |
| 第3章  本市の温暖化対策における目指す姿と計画の目標 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第3章  温暖化対策における目指す姿と計画の目標     |  |
| 3.1 環境像                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3.1 現行計画の評価                                                                                                   |  |
| 3.2 環境像実現に向けた目指す温暖化対策の方向性                                                                                    | 【4つの方針】<br>方向性1：脱炭素社会に向けて湖北の恵みをいかします<br>方向性2：みんなでできることに取り組み、協力します<br>方向性3：地域の様々な課題解決の視点を持って取り組みます<br>方向性4：気候変動に適応できるひと・まちづくりを進めます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3.2 環境像・目指す姿                                                                                                  |  |
| 3.3 削減目標                                                                                                     | (1) 温室効果ガスの将来推計<br>(2) 削減目標<br>ア 対策などによる削減可能量の試算<br>イ 削減目標<br>ウ 再生可能エネルギーの導入目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3.3 削減目標                                                                                                      |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3.4 再生可能エネルギーの導入目標                                                                                            |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3.5 再生可能エネルギーの適正導入に向けて                                                                                        |  |
| 第4章温室効果ガス排出削減に向けた緩和策                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第4章 重点プロジェクト                                                                                                  |  |
| 4.1 緩和策の体系                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.1 重点プロジェクトの概要                                                                                               |  |
| 4.2 脱炭素化に向けた湖北の恵みの活用                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.2 重点プロジェクト①                                                                                                 |  |
| 4.3 くらしとまちの脱炭素化                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.3 重点プロジェクト②                                                                                                 |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.4 重点プロジェクト③                                                                                                 |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.5 重点プロジェクト④                                                                                                 |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.6 重点プロジェクト⑤                                                                                                 |  |
| 第5章  気候変動に対する適応策          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第5章  温室効果ガス排出削減に向けた施策（緩和策） |  |
| 5.1 適応策とは                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.1 排出削減に向けた施策（緩和策）の体系                                                                                        |  |
| 5.2 本市が対象とする適応の分野                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.2 事業者における省エネ化、再エネ導入の推進（産業・業務部門）                                                                             |  |
| 5.3 本市における適応策                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.3 家庭における省エネ化、再エネ導入の推進（家庭部門）                                                                                 |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.4 環境負荷の少ない移動手段の普及推進（交通部門）                                                                                   |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.5 資源循環の推進（廃棄物部門）                                                                                            |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5.6 森林吸収（吸収源対策）                                                                                               |  |
| 第6章計画の推進                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第6章  気候変動に対する適応策           |  |
| 6.1 計画の推進体制                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6.1 適応策とは                                                                                                     |  |
| 6.2 計画の進行管理                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6.2 本市における影響について                                                                                              |  |
|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6.3 本市が対象とする適応の分野と対応策                                                                                         |  |
| 第7章  計画の推進                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第7章  計画の推進                 |  |
| 7.1 計画の推進体制                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7.1 計画の推進体制                                                                                                   |  |
| 7.2 計画の進行管理                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7.2 計画の進行管理                                                                                                   |  |



## 目 次

|                                          |                        |
|------------------------------------------|------------------------|
| <b>第 1 章 実行計画の改定にあたって</b> .....          | <b>1</b>               |
| 1.1 計画策定・改定の意義 .....                     | 1                      |
| 1.2 長浜市のこれまでの主な動き .....                  | 2                      |
| 1.3 計画の基本的事項 .....                       | 4                      |
| 1.4 計画の位置づけ .....                        | 5                      |
| <b>第 2 章 長浜市の現状</b> .....                | <b>6</b>               |
| 2.1 長浜市の特徴.....                          | 6                      |
| 2.2 長浜市の温室効果ガス排出量等の現状 .....              | 15                     |
| 2.3 現状の取組状況について .....                    | 21                     |
| 2.4 温室効果ガス排出削減に向けた課題 .....               | 23                     |
| <b>第 3 章 温暖化対策における目指す姿と計画の目標</b> .....   | <b>25</b>              |
| 3.1 現行計画の評価 .....                        | 25                     |
| 3.2 環境像・目指す姿 .....                       | 27                     |
| 3.3 削減目標 .....                           | 28                     |
| 3.4 再生可能エネルギーの導入目標 .....                 | 30                     |
| 3.5 再生可能エネルギーの適正導入に向けて（再エネ促進区域設定等） ..... | 31                     |
| <b>第 4 章 重点プロジェクト</b> .....              | <b>32</b>              |
| 4.1 重点プロジェクトの概要 .....                    | 32                     |
| 4.2 重点プロジェクト①.....                       | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 4.3 重点プロジェクト②.....                       | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 4.4 重点プロジェクト③.....                       | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 4.5 重点プロジェクト④.....                       | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 4.6 重点プロジェクト⑤ .....                      | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| <b>第 5 章 温室効果ガス排出削減に向けた施策（緩和策）</b> ..... | <b>34</b>              |
| 5.1 排出削減に向けた施策（緩和策）の体系 .....             | 34                     |
| 5.2 事業者における省エネ化、再エネ導入の推進（産業・業務部門） .....  | 35                     |
| 5.3 家庭における省エネ化、再エネ導入の推進（家庭部門） .....      | 35                     |
| 5.4 環境負荷の少ない移動手段の普及推進（交通部門） .....        | 35                     |
| 5.5 資源循環の推進(廃棄物部門).....                  | 35                     |
| 5.6 森林吸収(吸収源対策).....                     | 35                     |
| <b>第 6 章 気候変動に対する適応策</b> .....           | <b>36</b>              |
| 6.1 適応策とは .....                          | 36                     |
| 6.2 本市における影響について .....                   | 37                     |
| 6.3 本市が対象とする適応の分野と対応策 .....              | 38                     |
| <b>第 7 章 計画の推進</b> .....                 | <b>39</b>              |
| 7.1 計画の推進体制 .....                        | 39                     |
| 7.2 計画の進行管理 .....                        | 41                     |

# 第1章 実行計画の改定にあたって

## 1.1 計画策定・改定の意義

気候変動は、すべての人や生き物にとって避けられない緊急の課題です。CO<sub>2</sub>排出量の増加により、異常高温や気象災害が世界中で多発しており、滋賀県においても、猛暑日の増加や降水パターンの変化など、すでに幅広い影響が顕在化しております。

また、社会が気候変動対策に大きく舵を切ることにより、価値観や仕組みが大きく変わり、本市の社会や経済にも大きな影響を与える可能性があります。気候変動対策を行わないことが、ビジネスや市民生活において不利となる事態が生じることや、むしろ積極的に取り組むことで新たなビジネスチャンスや地域の課題の解決に結びつくことも考えられます。

また、本市の現状に目を向けると、これまでに経験したことのない人口減少や少子高齢化や、それらに伴うものづくりや農業等における労働力不足、伝統文化の継承の危機や財政の圧迫等、社会の様々な面で課題が生じています。地域の経済や生活、文化を維持していくには、新たな視点を持った取り組みを行うことが求められています。

こうしたことから、本市では、気候変動・ゼロカーボンに対する取り組みを地域の課題解決及び活性化につなげることを目指し、令和3年度にゼロカーボンシティ宣言を発出するとともに、その内容を具体化するものとして、令和4年度に「ながはまゼロカーボンビジョン2050」を策定しました。

これまで、長浜市では、令和元年度に温暖化対策実行計画を策定し、温暖化対策に関する取り組みを実施してきたところですが、今後はさらに、地域振興や地域課題の解決に繋げる視点を持ち、取り組みを強化していきたいと考えております。

このたび、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画の策定から約5年が経過し、中間見直しの時期となるため、ビジョンや計画の目標達成に対する取組の進捗状況や国や県等の動向を踏まえ、さらに効果的な取り組みを行うことを目指し、計画の改定を行います。

## 1.2 長浜市のこれまでの主な動き

本市がこれまでに取り組んできた地球温暖化対策に係る取組みは以下のとおりです。

### 本市におけるこれまでの地球温暖化対策

| 年度          | 取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23(2011) | <b>長浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定</b><br><b>長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成 24(2012) | <b>長浜市再生可能エネルギー利活用方策を策定</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 令和 3 (2021) | <b>ゼロカーボンシティ宣言</b><br>政府は 2020 年 10 月 26 日 に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け長浜市も、2050 年までに市全体の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、本市の環境像「みんなで育む水とみどりにつまれたまちながはま」を実現し、市民・事業者・行政が協働して地域ぐるみで脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、令和 4 年 3 月 20 日に長浜市ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。<br><b>第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定</b><br>2050 年までの市全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、令和 12 年度（2030 年度）温室効果ガス排出削減目標などの見直しを行いました。  |
| 令和 4 (2022) | <b>ながはまゼロカーボンビジョン 2050 策定</b><br>2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す中で、長浜市がどのような将来像を描いていくのか、地域脱炭素と地方創生の同時解決を図る上でどのようなアプローチを展開していくのか、主に政策的な視点から戦略性を持って描いた「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」を策定しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 令和 5 (2023) | <b>長浜市ゼロカーボンシティ推進本部会議設置</b><br>「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」の実現に向けて、総合的な施策の企画立案及び推進を図るための庁内組織として、長浜市ゼロカーボンシティ推進本部を設置しました。<br><b>こほくゼロカーボン推進連絡会議設置</b><br>「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」の実現に向けて、市内事業者の脱炭素に係る取組の共有及び地域が一体となった事業推進を図るため、企業、市民                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 年度        | 取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>団体、金融機関、教育機関、専門家、を構成団体とした「こほくゼロカーボン推進連絡会議」を設立しました。</p> <p><b>第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)一部改定</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 令和6(2024) | <p><b>市にゼロカーボンシティ推進室を設置</b></p> <p>「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」の実現に向けて、脱炭素部門の施策の企画立案及び推進を図るため、ゼロカーボンシティ推進室が設置されました。</p> <p><b>一般社団法人エネルギー・エージェンシーこほく立上準備会発足</b></p> <p>脱炭素の取組を通じて湖北地域の経済振興と地域課題の解決を目指す「一般社団法人エネルギーエージェンシーこほく」の立上準備が始まりました。「地域資源・地域資金の循環」を旗印に地元長浜の企業有志 5 社の出資でスタートした地域エネルギー会社です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 令和7(2025) | <p><b>再生可能エネルギー促進区域の設定</b></p> <p>地域内での再生可能エネルギー導入推進にあたっては、地域と共生する再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを整備していく必要があります。これを受け、取組の第一段階として、「建築物の屋根上における太陽光発電」に関する促進区域を設定しました。</p> <p><b>市と「株式会社こほくエナジー」とで連携協定</b></p> <p>「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」の実現に向けて、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進等、本市でのゼロカーボンの取組を推進するため、地域主導でエネルギー事業に取り組む事業者である株式会社こほくエナジーと「地域主導によるゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定」を締結しました。</p> <p><b>「一般社団法人エネルギー・エージェンシーこほく」の設立</b></p> <p>脱炭素の取組を通じて湖北地域の経済振興と地域課題の解決を目指す「一般社団法人エネルギーエージェンシーこほく」が、市内企業など 30 社が参画する体制で設立しました。</p> <p><b>市と「一般社団法人エネルギー・エージェンシーこほく」とで連携協定</b></p> <p>地域振興につながるゼロカーボンシティの実現に向けてパートナーとして協力していくことを目指し、市内の多様な主体が参画した組織である「一般社団法人エネルギーエージェンシーこほく」と「ゼロカーボンシティ実現に向けた連携パートナーシップ協定」を締結しました。</p> |





## 1.3 計画の基本的事項

### 1.3.1 計画の目的

「【改定】第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」という。）は、長浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向け、本市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・市などの各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

また、本計画は気候変動の影響による被害を軽減及び回避し、迅速に回復できる、安全・安心な社会の構築を目的とした施策（適応策）も盛り込むことで地域気候変動適応計画を包含することとします。

### 1.3.2 計画の期間・基準・目標年度

本計画の期間は2021年度から2030年度までの10年間とします。計画の基準は2013年度、現状年度は2020年度とし、中期目標年度を2030年度とします。また、2050年度を長期目標年度とし、ながはまゼロカーボンシティを達成するための施策を推進していきます。また、社会情勢の変化などを鑑みて必要があれば随時改定を行います。

計画の期間

| 年 度               | 2021   | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026   | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
|-------------------|--------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
| 第2次長浜市地球温暖化対策実行計画 | 前期 5年間 |      |      |      |      | 後期 5年間 |      |      |      |      |

### 1.3.3 計画の対象範囲

本計画は市全域を対象とし、すべての市民、事業者と市を対象とします。

### 1.3.4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（以下、「国のマニュアル」という。）（環境省 令和8年3月）を基に、次のとおりとします。

温室効果ガスの種類と主な排出活動

| 温室効果ガスの種類                 |                          | 主な排出活動                             |
|---------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | エネルギー起源 CO <sub>2</sub>  | 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用 |
|                           | 非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> | 廃棄物の焼却処分、製品を製造する際の物理・化学的過程、森林による吸収 |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    |                          | 廃棄物の焼却処分、排水処理                      |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) |                          | 廃棄物の焼却処分、排水処理                      |

## 1.4 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次に示すとおりです。

本計画の位置づけ



※ゼロカーボンビジョン・第2次長浜市環境基本計画との関係について

本計画は、ゼロカーボンビジョン2050および第2次長浜市環境基本計画を実現するためのアクションプランとしての位置づけとなっています。

## 第2章 長浜市の現状

### 2.1 長浜市の特徴

#### 2.1.1 自然的条件

##### (1) 長浜市の位置・地勢・自然

本市は、琵琶湖の北東に位置し、総面積は 681.02 km<sup>2</sup> (うち陸地 539.63 km<sup>2</sup>) で、北は福井県、東は岐阜県に接しています。伊吹山系等の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に囲まれ、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と多くの水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。地形は、市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大きく分かれます。



図 長浜市の位置

出典：国土数値情報

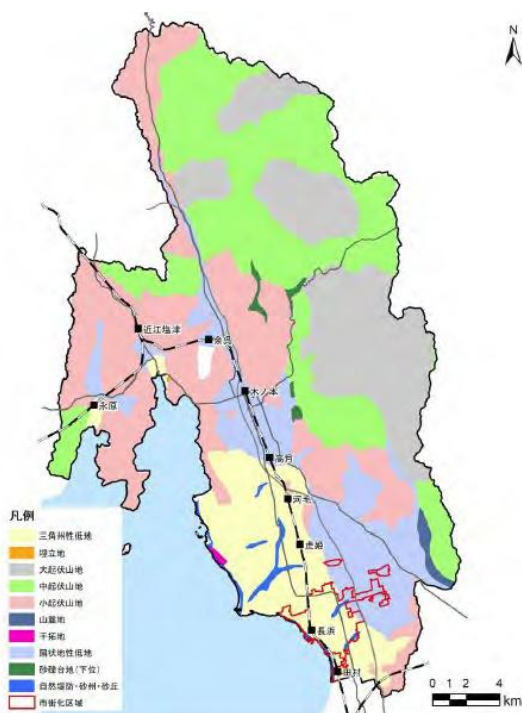


図 地形区分図

出典：土地分類基本調査

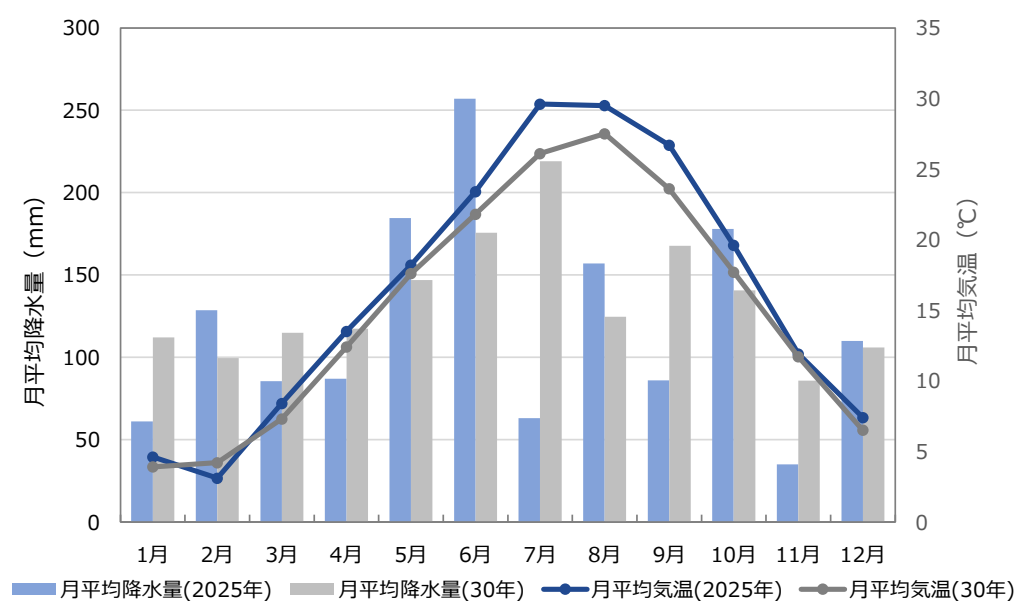
本市には、伊吹山系の山々や淀川水系の河川、琵琶湖、里地里山など自然環境を有しており、多様な動植物が生息しています。特に河川の上流域にある奥山林は、スギを交えたブナやミズナラなどの多様性が豊かな天然林・混交林が広がり、琵琶湖の水源かん養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。琵琶湖岸ではヨシ群落が広がり、多くの水鳥が生息しています。また、姉川に代表される河川では、アユ、ビワマスなどの産卵場所として重要な環境となっています。早崎内湖は、多くの生物が生息する人工のビオトープです。ヨシやガマなどの水生植物が生育範囲を広げており、フナ、メダカなどが確認されています。

## (2) 気候・降水量

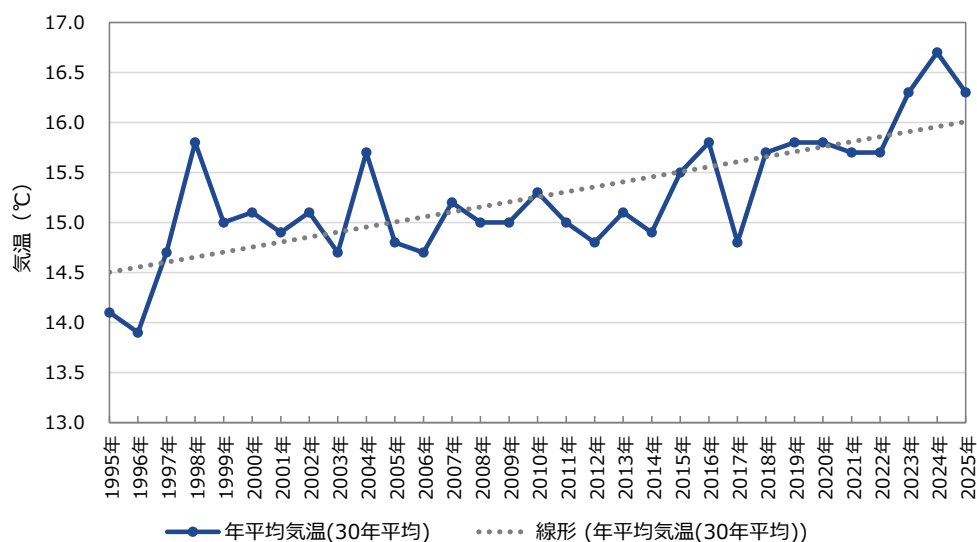
本市の2025年の月ごとの平均気温・降水量と過去30年間(1995年～2025年)の月平均気温・降水量を以下に示します。また、過去30年間(1995年～2025年)の年平均気温の変化傾向を以下に示します。

気温については、過去30年間平均気温推移より約1.5℃程度の上昇が観測されていることに加え、2025年においては特に夏季(6～9月)の気温上昇が確認されていることがわかります。降水量については、2025年は5、6月の降水量が多く、7月の降水量が少なかったことがわかります。

長浜市(彦根地方気象台)の気温と降水量(2025年)



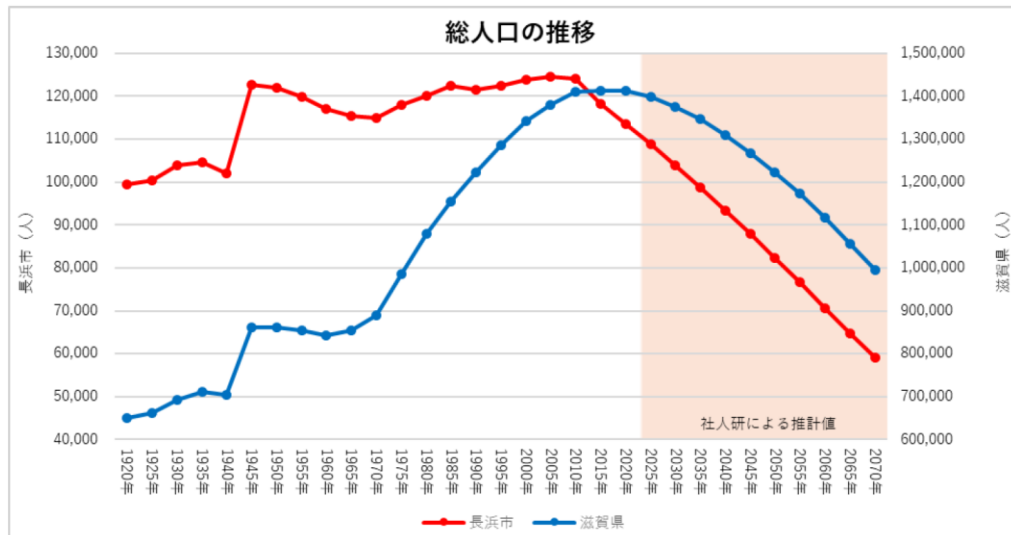
長浜市(彦根地方気象台)の過去30年間平均気温推移(1995～2025年)



(出典) 気象庁「国土交通省 気象庁 HP」

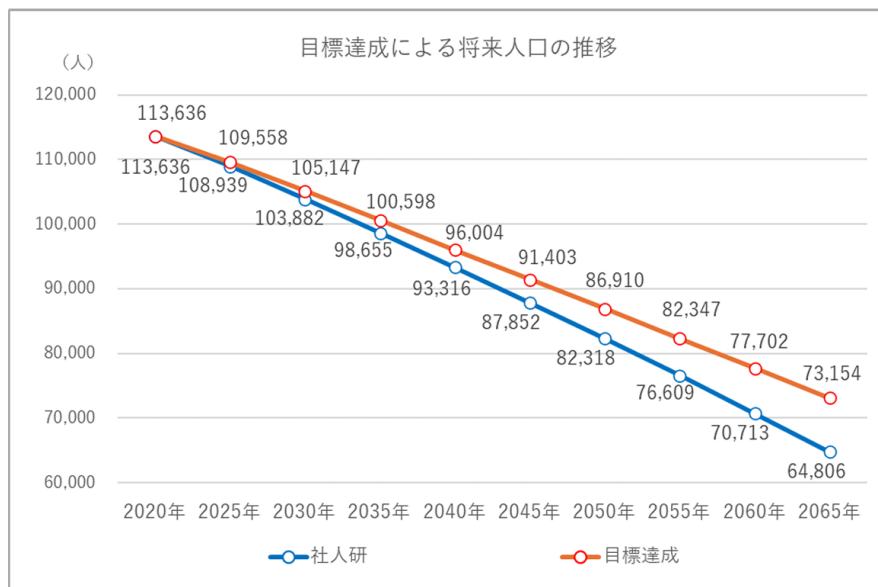
### (3) 人口

本市の人口は平成 17 (2005) 年の 124,498 人をピークとして減少局面に入り、令和 2 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計 (令和 5 (2023) 年 4 月) では、本計画期間中の令和 12 (2030) 年以降に 10 万人を下回り、令和 27 (2045) 年には 87,850 人となる見込みです。



(出典) 国勢調査

これを受け、長浜市人口ビジョン (令和 7(2025)年 3 月) では、「2065 (R47) 年に人口規模 73,000 人の維持及び人口構造の若返りを目指す」ことを長期目標として掲げました。就労、出産、子育て、住宅保有といった“定住を決定する様々なライフステージにおいて選ばれるまち”の実現により、まずは「若者の転出超過の状況を改善」し、中長期的には「人口が減少しても持続的なまちづくりを進める」ことを両輪で進め、住みやすく、活力のある長浜市の実現を目指すこととしました。

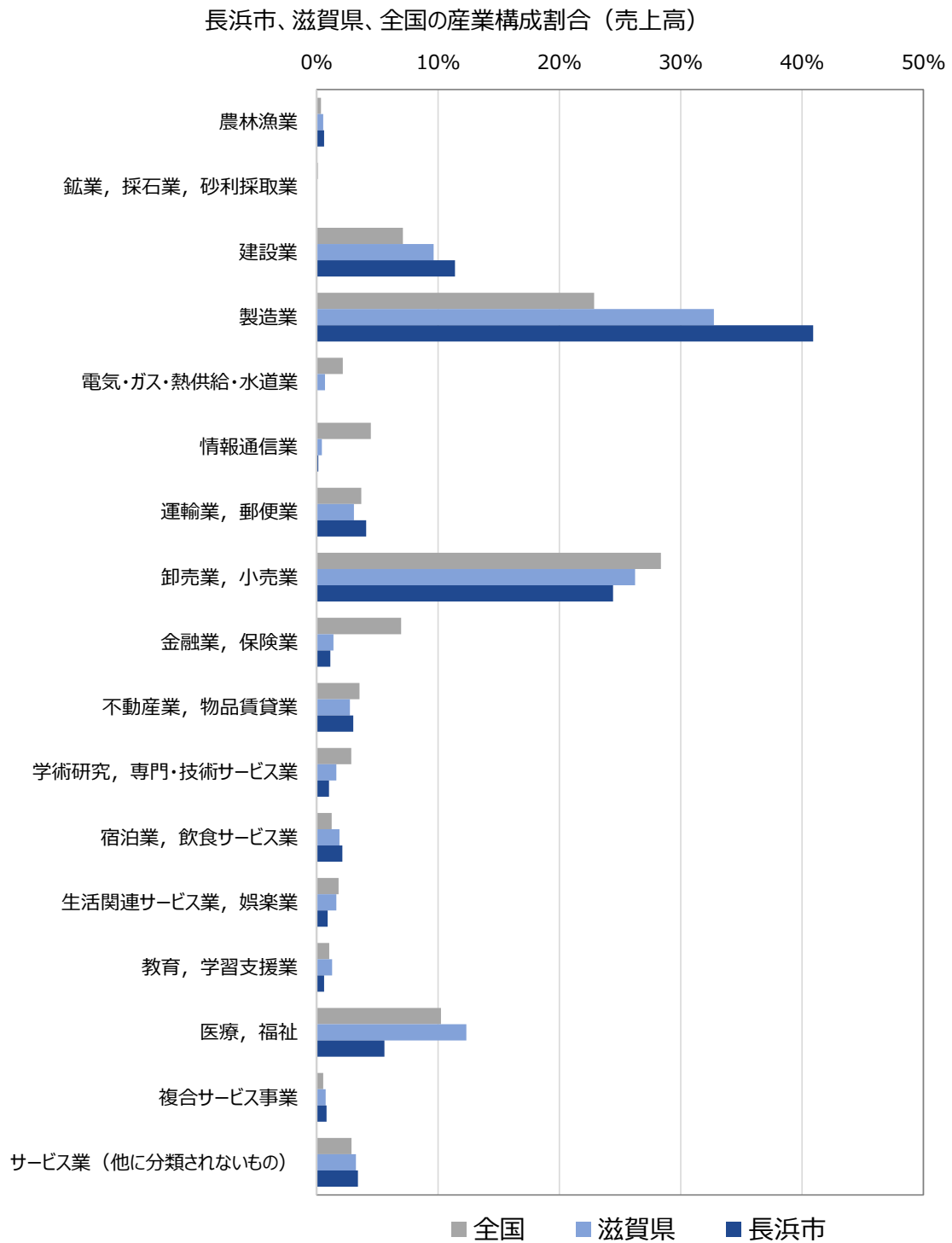


(出典) 長浜市人口ビジョン (令和 7(2025)年 3 月)



#### （４）産業

長浜市の 2021 年売上高の産業構成割合を以下に示します。長浜市は滋賀県や全国と比較し、特に製造業・建設業の占める売上高の構成割合が特に高く、これらの産業が活発であることがわかります。



（出典）経済センサス活動調査 [2021 年]

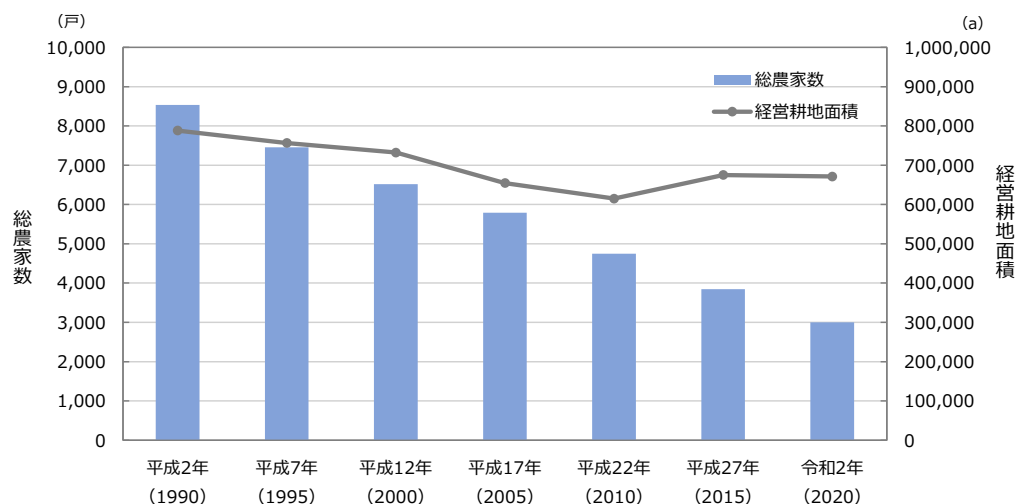
## 【農業】

本市は平坦部から山間部までの地形を有し、気温差を含め多様な自然条件のもと、地域の特性を活かした様々な農業生産に取り組んでいます。また、水稻を中心とした土地利用型農業であり、環境こだわり農産物の作付など付加価値を付けた特色ある米づくりが行われています。さらに近年では水田野菜、施設園芸作物の栽培も拡大傾向にあります。

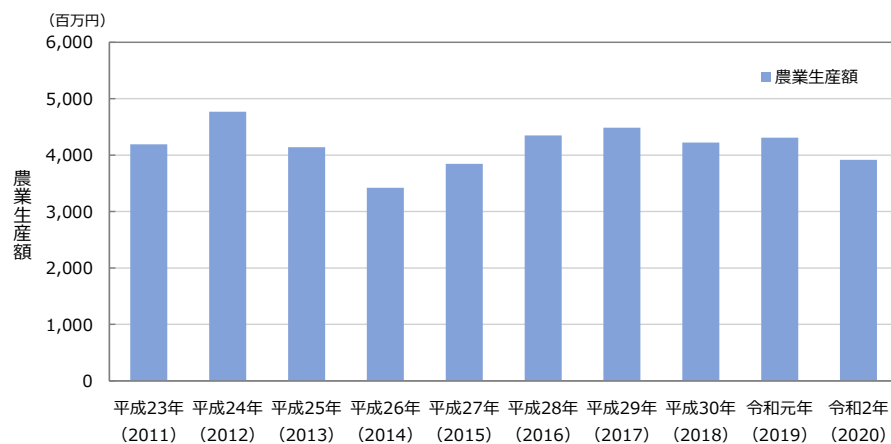
一方で農家数の推移をみると、1990年から2020年にかけて総農家数は大幅に減少しており、ワークショップやヒアリングでも、農家及び農業関係の事業者から、「担い手不足」が深刻さを訴える声が多く、重要な課題と捉えています。農業生産額の推移をみると、2011年2020年にかけて増減はありますが、約40億円前後で推移しています。

長浜市農業活性化プラン（令和3年3月改訂）では、本市農業の将来像を「協働でつくる風土を活かした 笑顔あふれる長浜農業」と設定し、既存の農業者が儲かる農業をめざすだけでなく、「オール長浜」と呼べる多様な担い手の参画と連携による農の絆で、本市の農業を盛り上げていく目標を掲げています。

農家数と経営耕地面積の推移



農業生産額の推移



（出典）農林業センサス

## 【林業】

本市の森林は、近畿 1,450 万人の水利用を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。一方で、近年はライフスタイルの変化や木材輸入の増加、林業従事者の減少をはじめ、山村地域の過疎化・高齢化の進行等に伴い、里山林の活用や人工林等の保全活動が停滞し、適切に管理されずに放置された森林が多く見られるようになりました。

市内の林業は主に滋賀北部森林組合および長浜市伊香森林組合の両組合によって担われています。また、長浜市の森林は奥山林から人工林、里山林まで分布しており、森林の果たす役割も森林の特性によって異なっています。

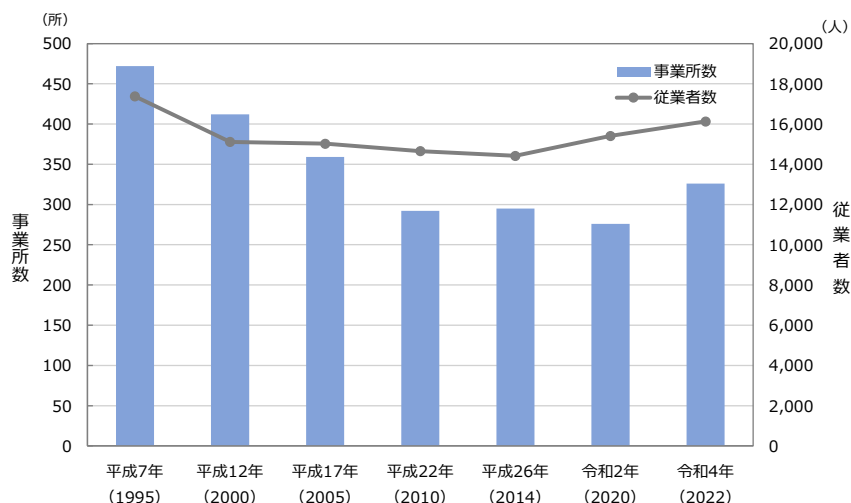
長浜市森づくり計画（令和 7 年）では、本市の森づくりの目指す姿を「『守り・育て・活かす』緑豊かな森林づくり」とし、多様な主体により森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て活用する方針を掲げています。

## 【商工業】

本市は、近畿圏・中京圏・北陸圏の結節点にあたり、古くから交通の要衝として人や情報の交流・集積が生まれてきました。流通の立地条件を活かした浜縮緬等の繊維産業で富力を蓄積するなど、恵まれた地の利を背景にしつつ、第 2 次産業を主要産業とした県北部の商工業都市として発展してきました。現在、長浜地域・びわ地域の工業団地を中心とした企業集積や、大企業のマザーファクトリーも立地するなど、高度モノづくり技術や人材の蓄積が見られています。

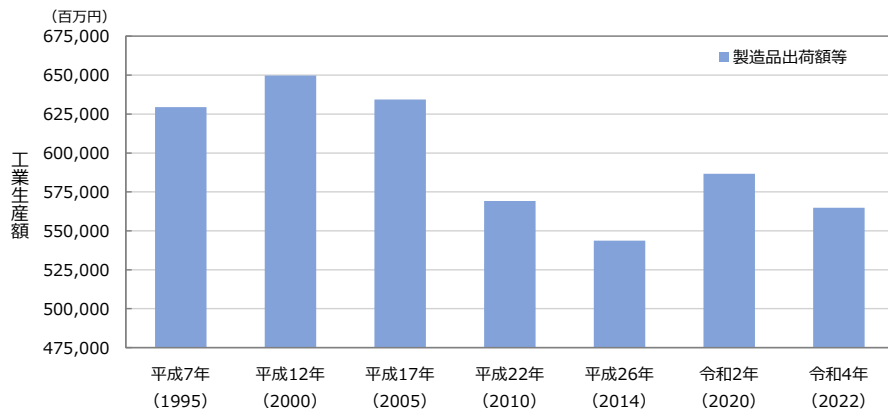
工業の事業所数と従業者数の推移をみると、事業所数は 1995 年と 2020 年を比較して、約 40%減少しています。従業者数は 2000 年に大きく減少しましたが、その後は 15,000 人程度で推移しています。製造品出荷額等の推移をみると、1995 年から 2020 年にかけて多少の増減はあるものの、6,000 億円前後で推移しています。

工業の事業所数と従業者数の推移



(出典) 工業統計 [1995 年～2022 年]

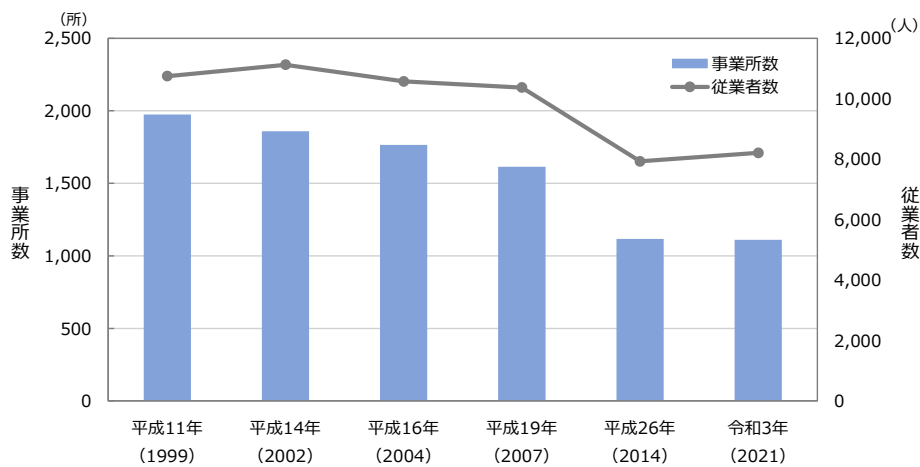
### 製造品出荷額等の推移



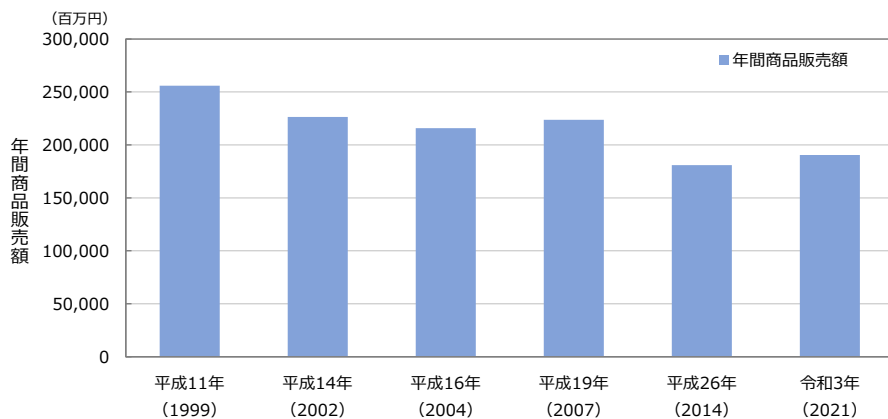
(出典) 工業統計 [1995 年～2022 年]

商業の事業所数・従業者数の推移をみると、事業所数は 1999 年以降減少しています。特に、2014 年には大幅に減少しました。従業者数は 1999 年から 2007 年までは微減でしたが、2014 年に大幅に減少しました。その後は微増となっています。年間商品販売額の推移をみると、2007 年と 2021 年は微増しましたが、基本的には 1991 年をピークに減少しています。

### 商業の事業所数と従業者数の推移



### 年間商品販売額の推移



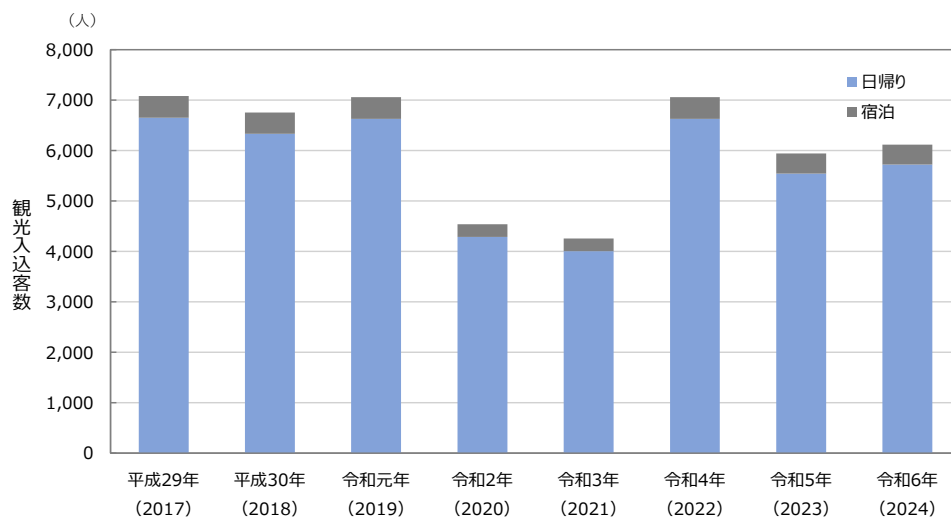
(出典) 商業統計 [1999 年～2014 年]、経済センサス [2021 年]

## 【観光業】

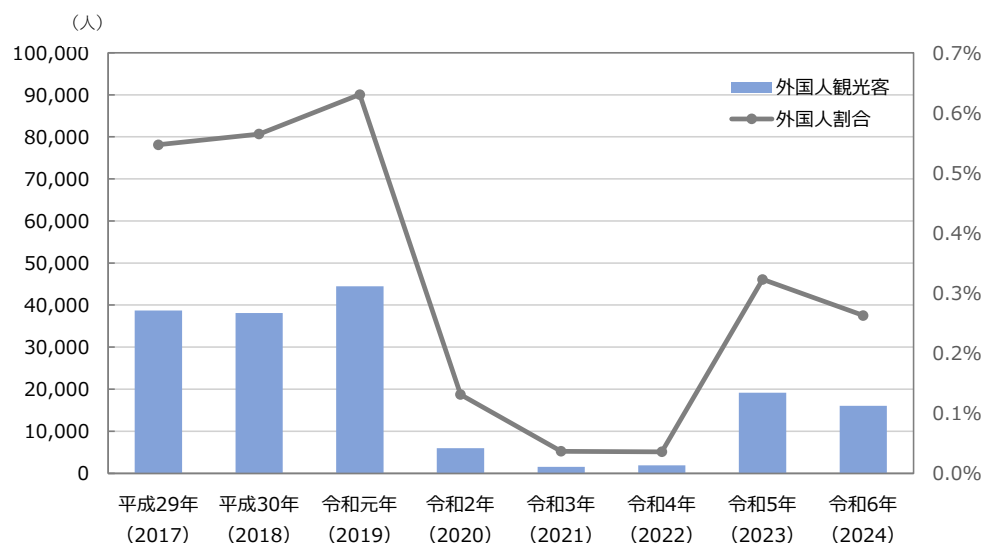
本市は、ユネスコ世界無形文化遺産に登録された「長浜曳山祭」や、明治期の鉄道遺産等の日本遺産、国宝や重要文化財等の文化財を有します。戦国史跡、観音信仰、明治近代化遺産、自然体験、街並景観等の長浜らしいテーマを活かした体験型観光や、地域の行事や祭り、風習等、守り引き継がれてきた伝統を資源として活用する観光の取組みをすすめるほか、地域の豊かな歴史・文化・自然が調和するまちづくりを進め、市民と来訪者がその魅力を共有し、地域への誇りと愛着を育む取組を推進しています。

観光入込客数の推移をみると、2020年～2021年は新型コロナウイルスの影響で減少があったものの、翌2022年には回復し、年間約6,000千人～7,000千人で推移しています。一方で外国人観光客数は新型コロナウイルス以前に比べ減少しているため、外国人旅行者が本市の歴史や文化を感じ、観光を楽しむことができるよう、受入態勢の充実に取組む方針です。

観光入込客数の推移



外国人観光客の入込客数と延べ人数に占める外国人割合の推移



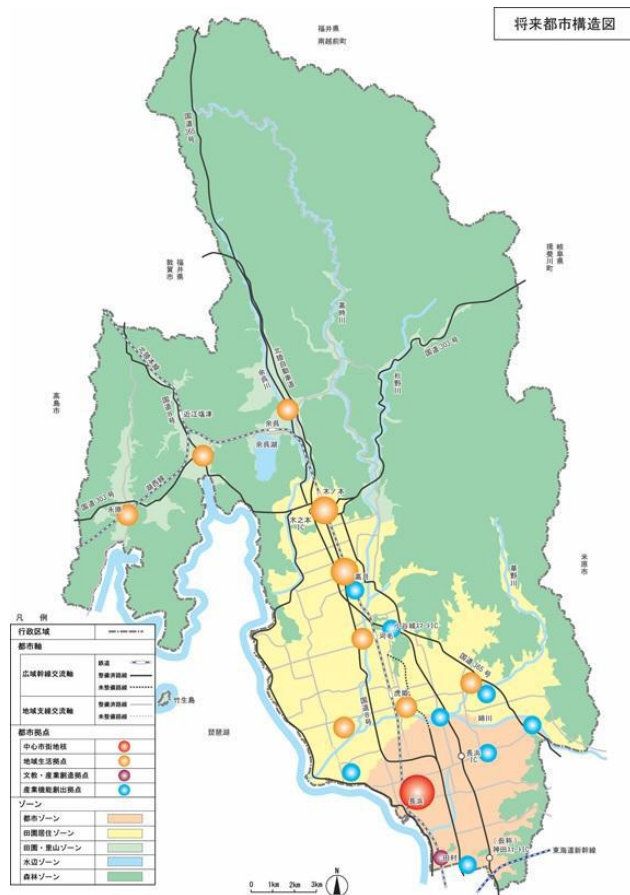
（出典）滋賀県観光入込客統計調査〔2017年～2024年〕



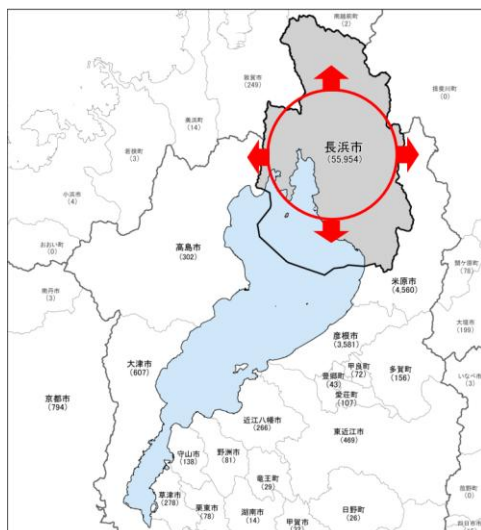
## (5) 交通

鉄道は、市域の南北に北陸本線が走り、JR 米原駅で東海道本線、東海道新幹線へと結ばれています。また、JR 近江塩津駅には湖西線が結節し、京都方面へつながっています。広域幹線道路は、国道 8 号と北陸自動車道が市の南北を貫き、北陸自動車道が名神高速道路米原ジャンクションへ連絡し、京阪神方面・名古屋方面へつながっています。一般道は、京阪神方面は国道 8 号から国道 1 号へ、名古屋方面は国道 8 号または国道 365 号から国道 21 号へ、それぞれつながっています。北陸自動車道には、長浜インターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジ、木之本インターチェンジがあります。

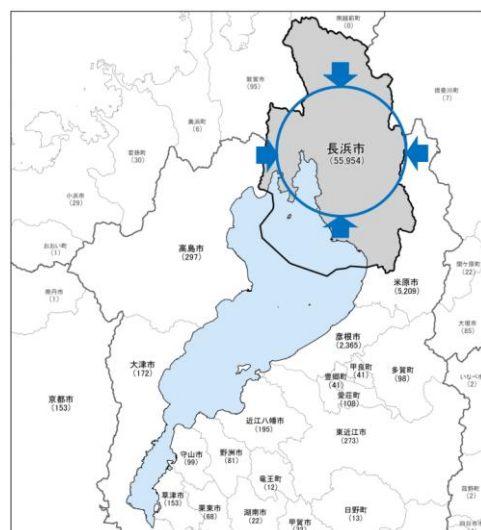
通勤通学流動図（常住地）をみると、大多数の人が市内で通勤・通学しています。他市へ通勤・通学する人は、隣市である米原市への流出が最も多く、次に彦根市、京都市、大津市となっています。長浜駅から京都駅までは JR 新快速で約 75 分のため、長浜市がベッドタウンとして機能していると考えられます。通勤通学流動図（従業地・通学地）をみると、他市から通勤・通学する人は、隣市である米原市からの流入が最も多く、次に彦根市、高島市、東近江市となっています。



通勤通学流動図（常住地）



通勤通学流動図（従業地・通学地）



(出典) 国勢調査 [2020 年]

## 2.2 長浜市の温室効果ガス排出量等の現状

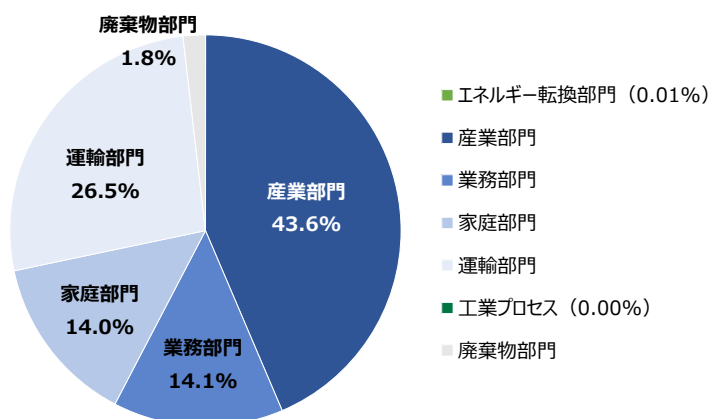
### 2.2.1 市域からの温室効果ガス発生状況の分析

滋賀県から提供されている「市町別排出量」と環境省「自治体排出量カルテ」によると、長浜市の最新年度（2023 年度）の温室効果ガス排出量は計 841.1t-CO<sub>2</sub> となっており、その内訳は以下のとおりです。

最も多くの排出割合を占めているのは産業部門（43.6%、366.5 千 t-CO<sub>2</sub>）で、中でも製造業（345.3 千 t-CO<sub>2</sub>）が最も多くの割合を占めていることが分かります。また、小分類をみると、製造業の次に排出量が多いのは、運輸部門のうち自動車（208.2 千 t-CO<sub>2</sub>）です。長浜市全体の温室効果ガス排出量削減にはこれらへの対策が必要であることがわかります。

長浜市の温室効果ガス排出量と部門別の排出割合（2023 年度）

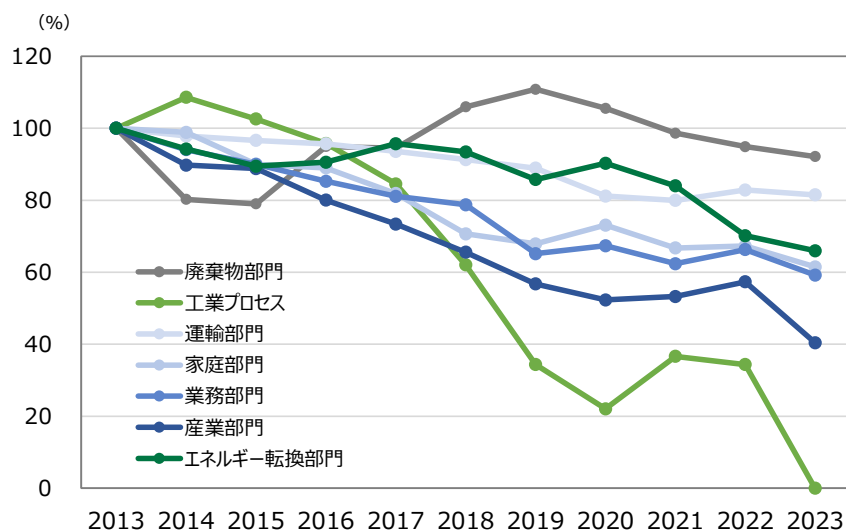
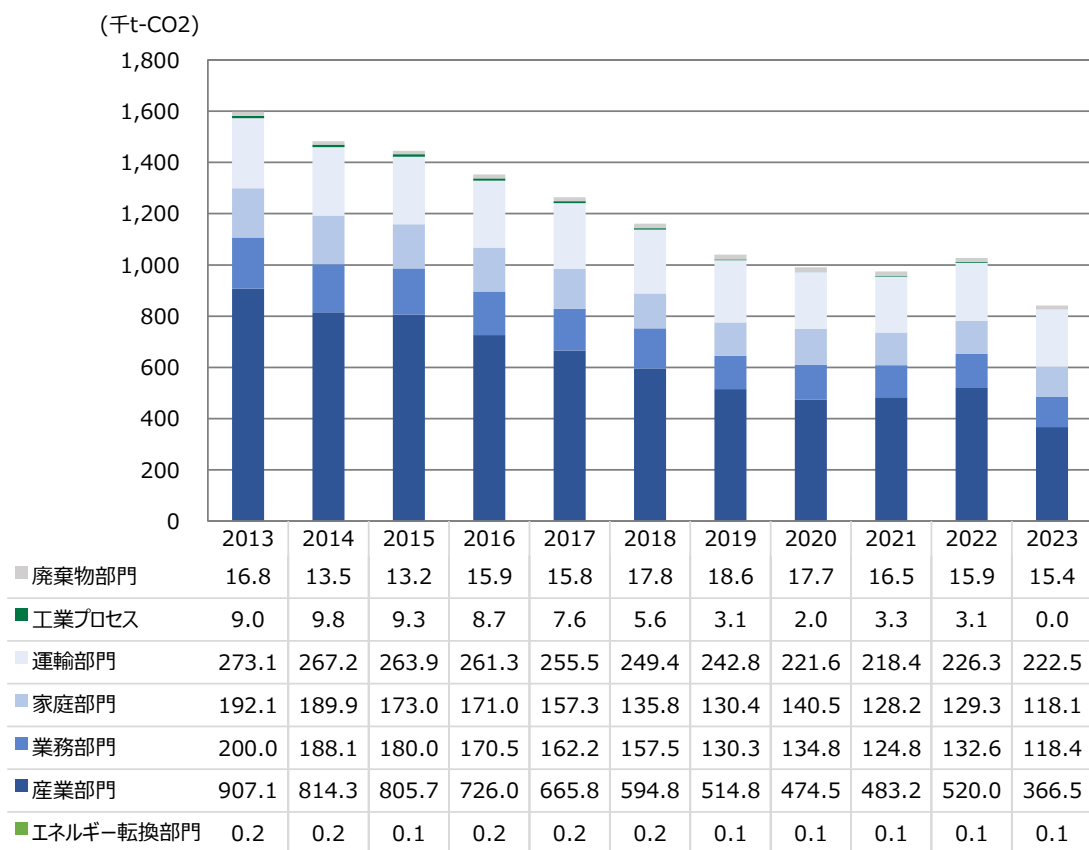
| 部門                   | 小分類     | 温室効果ガス排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) |
|----------------------|---------|------------------------------------|
| エネルギー転換部門            | ガス事業    | 0.1                                |
| 産業部門                 | 部門計     | 366.5                              |
|                      | 農林業     | 12.5                               |
|                      | 水産業     | 0.2                                |
|                      | 鉱業      | 0.0                                |
|                      | 建設業     | 8.5                                |
|                      | 製造業     | 345.3                              |
| 業務部門                 |         | 118.4                              |
| 家庭部門                 | 部門計     | 118.1                              |
|                      | 灯油      | 22.2                               |
|                      | LPG     | 4.7                                |
|                      | 簡易ガス    | 0.5                                |
|                      | その他のLPG | 4.2                                |
|                      | 都市ガス    | 5.6                                |
|                      | 電気      | 85.7                               |
| 運輸部門                 | 部門計     | 222.5                              |
|                      | 自動車     | 208.2                              |
|                      | 鉄道      | 11.0                               |
|                      | 船舶      | 3.4                                |
| 工業プロセス               |         | 0.0                                |
| 廃棄物部門                | 部門計     | 15.4                               |
|                      | 一般廃棄物   | 12.1                               |
|                      | 産業廃棄物   | 3.3                                |
| CO <sub>2</sub> 排出量計 |         | 841.1                              |



（出典）滋賀県「市町別排出量」、環境省「自治体排出量カルテ」

つづいて、本計画の基準年度（2013 年度）から最新年度（2023 年度）における長浜市の温室効果ガス排出量の経年変化を以下に示します。排出量の合計は 2013 年度から 2023 年度にかけて約 50%まで減少しています。このうち特に顕著な減少傾向がみられる（基準年度比排出割合が 0~50%）のは工業プロセス部門・産業部門であることがわかります。また、減少傾向があまりみられない（基準年度比排出割合が 80~100%）のは廃棄物部門運輸部門であることが分かり、これらへの対策が求められています。

#### 温室効果ガス排出量の推移（部門別内訳）



（出典）滋賀県「市町別排出量」、環境省「自治体排出量カルテ」

※工業プロセス部門（鉄鋼業・窯業等）は、市内企業が該当部門から撤退したため 2023 年時点で 0 となりました

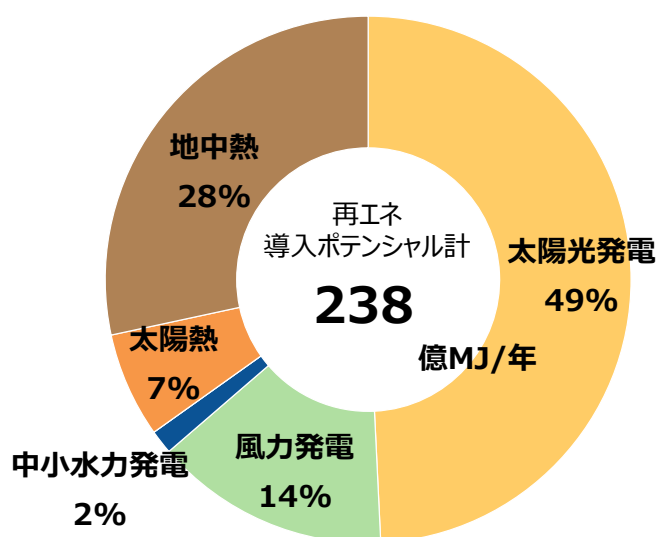
## 2.2.2 再生可能エネルギーのポテンシャル

再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）（環境省 2026 年 6 月現在）における本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは約 238 億 MJ となっており、太陽光発電が約 117 億 MJ で最も多く、次いで地中熱が約 67 億 MJ、風力発電（陸上）が約 34 億 MJ と多くなっています。

また、上記のほか、賦存量※として、木質バイオマスがあり、発生量（森林由来）が約 65 千 m<sup>3</sup>/年、発熱量（発生量ベース）が 406,924GJ/年となっています。

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

|                    | 設備容量<br>[kW]     | 発電電力量<br>[MWh/年] | 導入ポテンシャル<br>[億 MJ/年] |
|--------------------|------------------|------------------|----------------------|
| <b>太陽光発電</b>       | <b>3,251,852</b> | <b>3,251,852</b> | <b>117</b>           |
| 建物系                | 960,804          | 960,804          | 35                   |
| 土地系                | 2,291,048        | 2,291,048        | 82                   |
| <b>風力発電</b>        | <b>954,555</b>   | <b>954,555</b>   | <b>34</b>            |
| <b>中小水力発電</b>      | <b>97,474</b>    | <b>97,474</b>    | <b>4</b>             |
| 河川                 | 97,474           | 97,474           | 4                    |
| 農業用水路              | 0                | 0                | 0                    |
| <b>地熱発電</b>        | <b>0</b>         | <b>0</b>         | <b>0</b>             |
| 蒸気フラッシュ発電          | 0                | 0                | 0                    |
| バイナリー発電            | 0                | 0                | 0                    |
| 低温バイナリー発電          | 0                | 0                | 0                    |
| <b>太陽熱</b>         | <b>－</b>         | <b>－</b>         | <b>15</b>            |
| <b>地中熱</b>         | <b>－</b>         | <b>－</b>         | <b>67</b>            |
| <b>再生可能エネルギー合計</b> | <b>2,903,905</b> | <b>4,303,880</b> | <b>238</b>           |



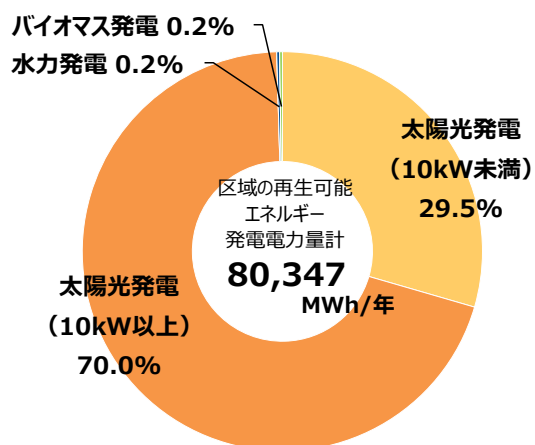
（出典）自治体排出量カルテ

※法令・土地用途などによる制約や事業採算性は考慮しておらず、実際に燃材料として使用されている量を空除していない  
再生可能エネルギー量

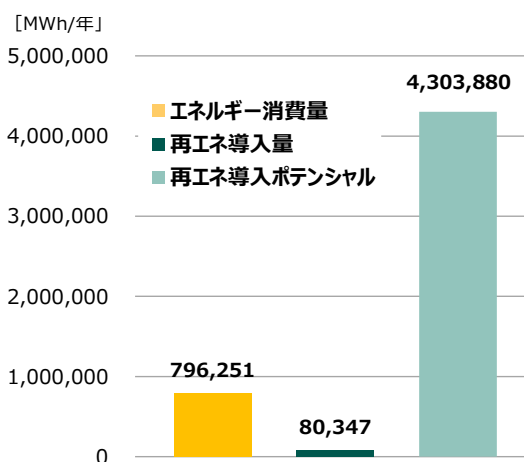
### 2.2.3 再生可能エネルギーの導入状況

本市では、地域内の再生可能エネルギーとして太陽光発電、水力発電、バイオマス発電が導入されており、1年あたり80,347MWhの電気が発電されています。これらの発電量は本市の1年あたりのエネルギー消費量の10.1%にあたりますが、これらの電気は、現状ではFIT制度を使って域外へ売電されており、市内では利用されていません。本市の温室効果ガス排出量を削減するためには、発電した電気を市内で活用する必要があります。また、再エネ導入量の経年変化をみると、太陽光発電は10KW未満、10kW以上ともに毎年増加傾向にあります。その他の再エネは平成28年以降、導入が停滞していることがわかります。

長浜市の再生可能エネルギー導入量  
(令和6年度)



長浜市の区域内のエネルギー消費量に  
対する再エネ導入ポテンシャル



長浜市の再エネ導入量の経年変化

|                         | 区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 |               |               |               |               |               |               |               |               |
|-------------------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                         | 平成28年度               | 平成29年度        | 平成30年度        | 令和元年度         | 令和2年度         | 令和3年度         | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
| 太陽光発電 (10kW未満)          | 13,517               | 14,642        | 15,686        | 16,927        | 17,992        | 19,250        | 20,751        | 22,234        | 23,704        |
| 太陽光発電 (10kW以上)          | 39,623               | 42,214        | 45,648        | 47,643        | 50,571        | 52,470        | 54,199        | 54,500        | 56,278        |
| 風力発電                    | 0                    | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 水力発電                    | 268                  | 268           | 137           | 137           | 189           | 189           | 189           | 189           | 189           |
| 地熱発電                    | 0                    | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| バイオマス発電                 | 175                  | 175           | 175           | 175           | 175           | 175           | 175           | 175           | 175           |
| <b>再生可能エネルギー合計</b>      | <b>53,583</b>        | <b>57,298</b> | <b>61,646</b> | <b>64,882</b> | <b>68,927</b> | <b>72,084</b> | <b>75,315</b> | <b>77,099</b> | <b>80,347</b> |
| 区域の電気使用量                | 974,768              | 976,004       | 911,042       | 873,932       | 833,989       | 866,231       | 841,361       | 796,251       | 796,251       |
| <b>対電気使用量FIT・FIP導入比</b> | <b>5.5%</b>          | <b>5.9%</b>   | <b>6.8%</b>   | <b>7.4%</b>   | <b>8.3%</b>   | <b>8.3%</b>   | <b>9.0%</b>   | <b>9.7%</b>   | <b>10.1%</b>  |

(出典) 自治体排出量カルテ

本市の公共施設における再生可能エネルギーの導入状況を以下に示します。本市が主体となり設置している再生可能エネルギーは合計 325.1kW、民間が主体となり設置している再生可能エネルギーは 275.2kW であり、いずれも全て太陽光発電です。

本市が公共施設・市所有地に設置している再生可能エネルギー（太陽光発電）

| No. | 施設名                 | 出力(kW) | 設置年度  | 蓄電池の状況   |
|-----|---------------------|--------|-------|----------|
| 1   | 児童文化センターサンサンランド     | 10.0   | 1997  | 無        |
| 2   | 長浜小学校               | 20.8   | 2000  | 無        |
| 3   | びわ認定こども園            | 2.1    | 2001  | 無        |
| 4   | 姉川コミュニティ防災センター      | 10.0   | 2002  | 無        |
| 5   | 朝日小学校               | 19.8   | 2009  | 無        |
| 6   | 速水小学校               | 18.5   | 2009  | 無        |
| 7   | 小谷小学校               | 18.5   | 2009  | 無        |
| 8   | ながはまウェルセンター         | 15.8   | 2013  | 有(15kWh) |
| 9   | 湖北幼稚園               | 11.5   | 2013  | 無        |
| 10  | 長浜市役所本庁舎（屋上）        | 50.0   | 2013  | 無        |
| 11  | 長浜市役所本庁舎（プロムナード）    | 16.2   | ～2014 | 無        |
| 12  | たかつき認定こども園          | 10.0   | 2014  | 無        |
| 13  | 北部合同庁舎              | 13.7   | 2014  | 有(15kWh) |
| 14  | 市立長浜病院              | 50.0   | 2015  | 無        |
| 15  | 神照まちづくりセンター         | 10.0   | 2015  | 無        |
| 16  | びわ文化学習センター（リユートプラザ） | 16.8   | 2016  | 有(15kWh) |
| 17  | 北部学校給食センター          | 10.4   | 2018  | 無        |
| 18  | 神田まちづくりセンター         | 21.0   | 2024  | 無        |
| 合計  | —                   | 325.1  | —     | —        |

民間が公共施設・市所有地に設置している再生可能エネルギー（太陽光発電）

| No. | 施設名          | 出力(kW) | 設置年度 |
|-----|--------------|--------|------|
| 1   | 長浜南小学校体育館    | 46.0   | 2012 |
| 2   | 西黒田まちづくりセンター | 43.2   | 2013 |
| 3   | 湯田小学校体育館     | 49.9   | 2013 |
| 4   | 虎姫学園体育館      | 39.9   | 2013 |
| 5   | 古保利小学校体育館    | 49.0   | 2013 |
| 6   | 湖北町雑種地       | 47.2   | 2013 |
| 合計  |              | 275.2  |      |



本市では、住民および事業者の環境保全および省資源意識を喚起し、地球温暖化防止並びに再生可能エネルギーの普及および自立分散型エネルギー社会の構築を図るため、平成 25 年度より太陽光発電システムや定置式蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム、V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)を新たに設置する方に対し、補助金を交付しています。

これまで、本補助金を通じた市内への再生可能エネルギー導入支援実績は以下のとおりです。太陽光発電システムでは累計 1,599 件 (119,613 千円)、蓄電システムでは累計 699 件 (69,074 千円) の導入支援を行いました。

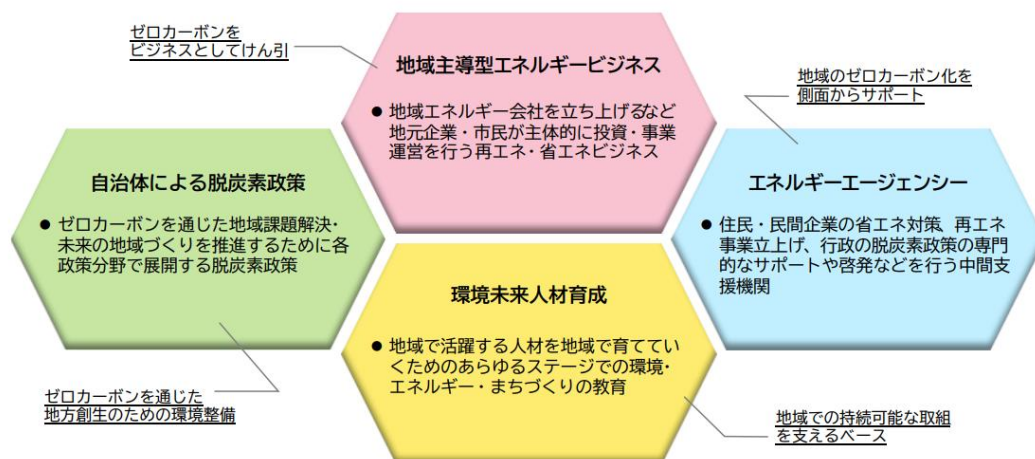
本市による再生可能エネルギー導入支援実績

| 年度        | 太陽光発電システム      |                   | 蓄電システム       |                  |
|-----------|----------------|-------------------|--------------|------------------|
|           | 補助件数           | 補助額               | 補助件数         | 補助額              |
| H25       | 244 件          | 23,901 千円         | 0 件          | 0 千円             |
| H26       | 235 件          | 23,203 千円         | 0 件          | 0 千円             |
| H27       | 208 件          | 20,575 千円         | 0 件          | 0 千円             |
| H28       | 136 件          | 8,148 千円          | 33 件         | 3,096 千円         |
| H29       | 64 件           | 3,802 千円          | 25 件         | 2,472 千円         |
| H30       | 77 件           | 4,618 千円          | 28 件         | 2,784 千円         |
| H31       | 89 件           | 5,324 千円          | 66 件         | 6,462 千円         |
| R2        | 76 件           | 4,550 千円          | 81 件         | 7,926 千円         |
| R3        | 87 件           | 5,220 千円          | 104 件        | 10,288 千円        |
| R4        | 115 件          | 6,848 千円          | 116 件        | 11,506 千円        |
| R5        | 120 件          | 7,092 千円          | 120 件        | 11,942 千円        |
| R6        | 54 件           | 3,094 千円          | 52 件         | 5,200 千円         |
| R7        | 54 件           | 3,238 千円          | 74 件         | 7,398 千円         |
| <b>合計</b> | <b>1,559 件</b> | <b>119,613 千円</b> | <b>699 件</b> | <b>69,074 千円</b> |

## 2.3 現状の取組状況について

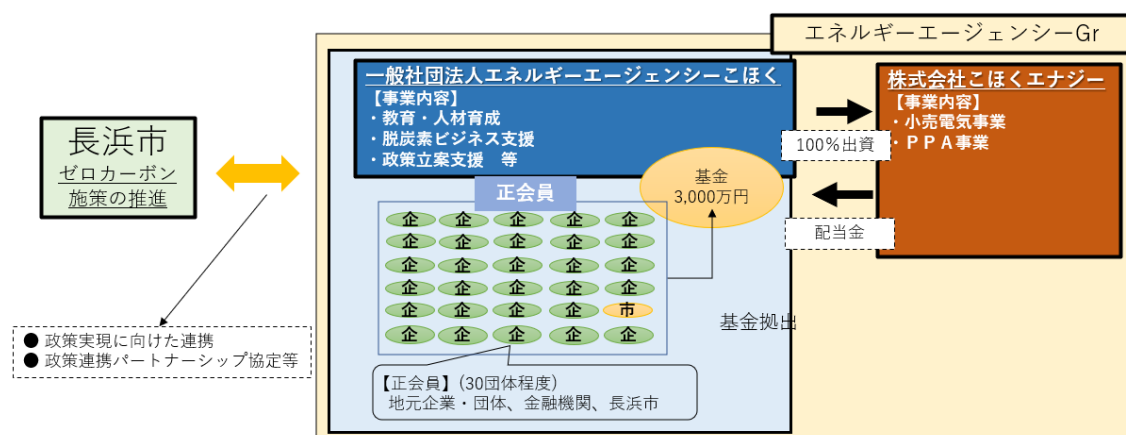
### 2.3.1 ゼロカーボンビジョン 4 つのファクターに関する取組状況

ながはまゼロカーボンビジョン 2050 において、ビジョン実現のためには、4 つのファクターが重要であるとしています。その進捗を以下に示します。



#### (1) エネルギーエージェンシー

一般社団法人エネルギーエージェンシーこほくが令和 8 年 3 月に本格始動しました。正会員は 30 社で、市も 1 会員として参画しています。今後は、啓発事業、人材育成事業、ゼロカーボンの取組を活発にするためのコーディネート等が実施されます。・市と一般社団法人エネルギーエージェンシーこほくは連携協定を締結し、パートナーとして連携して地域脱炭素の取り組みを推進します。



#### (2) 地域主導型エネルギービジネス

令和 5 年 5 月設立した株式会社こほくエナジーが、一般社団法人エネルギーエージェンシーこほくの 100% 子会社となり、長浜市と「地域主導によるゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定」を締結しました。現在は民間施設における PPA 事業を実施しており、今後は小売事業も実施予定です。



※株式会社こほくエナジーHP

### (3) 環境未来人材育成

地域の一人ひとりが若い頃から気候変動問題等の環境問題を「自分事」として捉えていくための脱炭素教育プログラムを実施しています（※ 令和8年度の実施実績：46 コマ）。また、環境教育の取組を支援するため、コーディネーターを配置するほか、学校、教育機関と企業・団体等とをつなぐ取組も実施しています。

### (4) 自治体による脱炭素政策

本市では、ゼロカーボンビジョンの実現に向け、以下の施策に取り組んでいます。

本市における脱炭素施策

| 項目                     | 内容                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標・ビジョン等の策定            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次長浜市環境基本計画</li> <li>・ながはまゼロカーボンビジョン 2050</li> <li>・第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（事務事業編）</li> </ul>                                               |
| 再生可能エネルギーと地域との共生に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域の設定</li> </ul>                                                                                                                            |
| 補助金の交付                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金<br/>[太陽光発電システム]<br/>[定置式蓄電システム]<br/>[家庭用エネルギー管理システム（HEMS）]<br/>[V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）]</li> <li>・長浜市宅配ボックス設置促進補助金</li> </ul> |
| エネルギーの担い手の育成           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーエージェンシーこほくへの参画および基金拠出</li> <li>・地域おこし協力隊の招聘</li> </ul>                                                                                   |
| 環境未来人材育成に向けた取組         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育コーディネーターの配置、派遣</li> <li>・学校や企業と連携した取組<br/>[学校現場] × [市内企業] マッチングシステム構築</li> </ul>                                                          |

## 2.4 温室効果ガス排出削減に向けた課題

### 2.4.1 課題等の抽出方法

本市の温室効果ガス排出削減目標や施策を検討するにあたり、市民や市内事業者の地球温暖化対策の取組状況を把握するとともに、地球温暖化対策の推進に向けた地域課題を抽出するため、市民・市内事業者に対し以下の調査を実施しました。調査の方法と実施概要は以下のとおりです。

| 実施                 | 実施概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球温暖化問題に関するアンケート調査 | <p><b>実施の目的</b><br/>市民の地球温暖化(気候変動)や脱炭素に対する意見、日々の生活スタイルや地球温暖化対策の取り組み状況を調査し、温室効果ガス排出量削減に向けた課題を抽出する</p> <p>① <b>市民アンケート</b><br/>対象：18 歳以上の長浜市民 1,000 人（無作為抽出）<br/>方法：郵送およびオンライン回答<br/>時期：2026 年 6 月 19 日(金)～7 月 3 日(金)<br/>回答数：265 件（26.5%）</p> <p>② <b>事業者アンケート</b><br/>対象：長浜市内の事業者 200 件（無作為抽出）<br/>方法：郵送およびオンライン回答<br/>時期：2026 年 6 月 19 日(金)～7 月 3 日(金)<br/>回答数：77 件（38.5%）</p> |
| ヒアリング調査            | <p><b>実施の目的</b><br/>長浜市内の事業者を対象に、地球温暖化(気候変動)や脱炭素に対する意見や取組についてヒアリングを行い、気候変動問題への対策にかかる課題を抽出する</p> <p>時期：5 月～7 月末<br/>回数：11 社<br/>参加者業種：農業、林業、交通、エネルギー、福祉、製造業・メーカー（住宅、鉄工、自動車、農業機械など）</p>                                                                                                                                                                                           |
| ワークショップ            | <p><b>実施の目的</b><br/>脱炭素を進める中で生まれるイノベーションや新たな仕組みを取り入れ、地域課題の解決や地域振興を進めるため、「長浜らしい未来の地域づくり実践ワークショップ」と称して、長浜の地域性やニーズに即した、長浜らしい「脱炭素×○○」の取り組みアイデアを創出する</p>                                                                                                                                                                                                                             |

| 実施 | 実施概要                                                                                                                                                                                    |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p><b>第1回</b><br/> 日時：5/23 (土) 14:00-16:00<br/> 参加人数：14 名</p> <p><b>第2回</b><br/> 日時：6/7 (日) 14:00-16:00<br/> 参加人数：14 名</p> <p><b>第3回</b><br/> 日時：9/17(木) 14:00-16:00<br/> 参加人数：17 名</p> |

#### 2.4.2 現状の課題

- 上記の調査結果より、本市における課題を抽出予定です。

#### 2.4.3 今後さらに取り組むべき事項

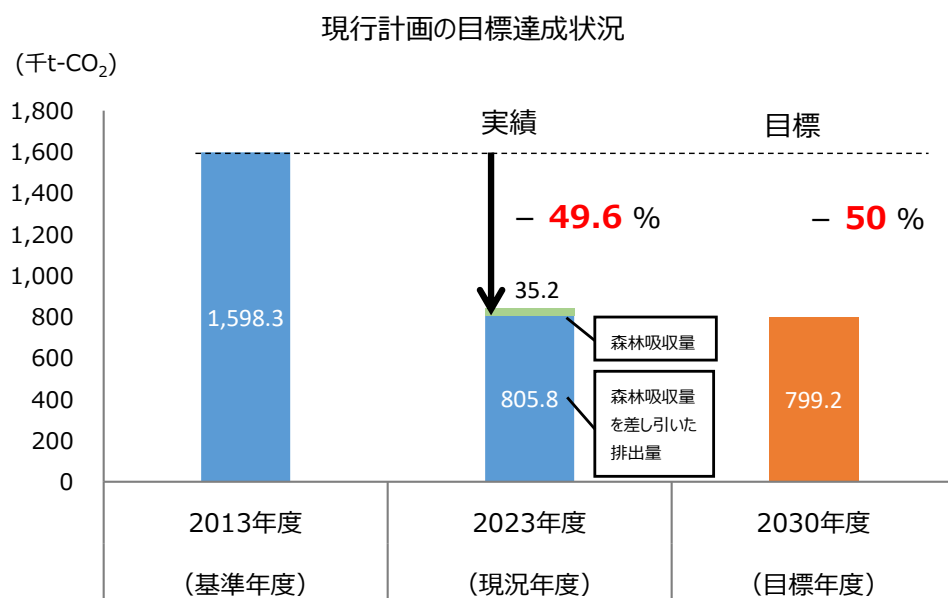
- 上記の調査結果より、本市において取り組むべき事項を整理予定です。

## 第3章 温暖化対策における目指す姿と計画の目標

### 3.1 現行計画の評価

#### 3.1.1 排出量等の推移

現行計画では、温室効果ガスの排出削減の中期的な目標として「2030年度までに2013年度比50%削減」を掲げています。温室効果ガス排出量の算定が可能な直近年度である2023年度の温室効果ガス総排出量は841.0千t-CO<sub>2</sub>でした。これから森林吸収量(35.2千t-CO<sub>2</sub>)を差し引くと805.8千t-CO<sub>2</sub>となり、目標値(799.2千t-CO<sub>2</sub>)まであと少しのところまで迫っていることがわかります。



#### 森林吸収量の算定方針

- 森林吸収量の推計は、長浜市の民有林を対象として、国と滋賀県の算定方法に準拠し、「蓄積変化法」を採用しています。森林蓄積量（材積）の年間の変化量（成長量）に対し、体積密度や炭素含有率などの係数を乗じてCO<sub>2</sub>吸収量を推計する手法です。今後、民有林以外の国有林や、緑地についても吸収量推計を実施し加算する方針です。

#### 森林吸収量の推計

$$\begin{aligned} & (2026 \text{ 年度における炭素蓄積量} - 2023 \text{ 年度における炭素蓄積量}) / 3 \text{ (年)} \\ & = (2,454,358 \text{ t-C} - 2,396,944 \text{ t-C}) / 3 = 9,609 \text{ t-C / 年} \end{aligned}$$

#### 炭素量からCO<sub>2</sub>量への換算

$$9,609 \text{ (t-C)} \times 44 / 12 \text{ (炭素から二酸化炭素への換算係数)} = 35,231 \text{ (t-CO}_2\text{)} / \text{年}$$



現行計画で掲げている 2030 年度目標値に対する施策の実施状況は以下のとおりです。大方の取組が 2030 年度に向け順調に進捗している一方、林業に関わる取組（⑤⑦）については進捗が停滞していることがわかります。また、2030 年度の目標達成に向けては、再生可能エネルギーに関する取組（①②）についても現状以上の積極的な取組推進が必要であることがわかります。

現行計画の目標指標と実績（現状値：2025 年度）

| 指標                            | 実績<br>2020 年度                 | 実績<br>2023 年度                   | 現状<br>2025 年度              | 目標値<br>2030 年度        |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| ① 市内再生可能エネルギー設備の容量合計          | 48,103kW                      | 50,173kW                        | <b>62,358kW</b>            | 107,528kW             |
| ② 公共施設へ導入されている太陽光発電システム容量の合計  | 301kW                         | 304.1kW                         | <b>304.1kW</b>             | 600kW                 |
| ③ 蓄電システムの導入補助件数（累計）           | 152 件                         | 425 件                           | <b>551 件</b>               | 1,151 件               |
| ④ 森林による二酸化炭素吸収量               | 41 千 t<br>-CO <sub>2</sub> /年 | 38.6 千 t<br>-CO <sub>2</sub> /年 |                            | 現状以上を維持               |
| ⑤ 市産材素材（丸太）の年間生産量             | 9,731 m <sup>3</sup>          | 9,346 m <sup>3</sup>            | <b>9,320 m<sup>3</sup></b> | 15,500 m <sup>3</sup> |
| ⑥ 補助による市産材を使用した住宅戸数（累計）       | 64 戸                          | 91 戸                            | <b>102 戸</b>               | 170 戸                 |
| ⑦ 林業従事地域おこし協力隊数               | 3 人                           | 4 人                             | <b>0 人</b>                 | 年間 3 人以上を維持           |
| ⑧ 省エネルギー診断普及率                 | 20%                           | -                               | —                          | 40%                   |
| ⑨ 環境マネジメントシステム普及率             | 36%                           | -                               | <b>3.9%</b>                | 55%                   |
| ⑩ グリーンカーテン普及率                 | 8%                            | -                               | <b>11%</b>                 | 25%                   |
| ⑪ 省エネ住宅の普及率                   | 23%                           | -                               | <b>46%</b>                 | 60%                   |
| ⑫ 家庭における高効率給湯器の導入率            | 46%                           | -                               | <b>51%</b>                 | 65%                   |
| ⑬ エコドライブ普及率                   | 55%                           | -                               | <b>80%</b>                 | 70%                   |
| ⑭ 電気自動車普及率                    | 3%                            | -                               | <b>4%</b>                  | 10%                   |
| ⑮ 電気自動車充電設備設置口数               | 36 口                          | 45 口                            | <b>92 口</b>                | 70 口                  |
| ⑯ 一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く） | 462g/日・人                      | 472g/日・人                        | <b>450g/日・人<br/>(2024)</b> | 440g/日・人              |
| ⑰ 事業系ごみ排出量                    | 9,985t                        | 9,250t                          | <b>8,975t</b>              | 9,486t                |

## 3.2 環境像・目指す姿

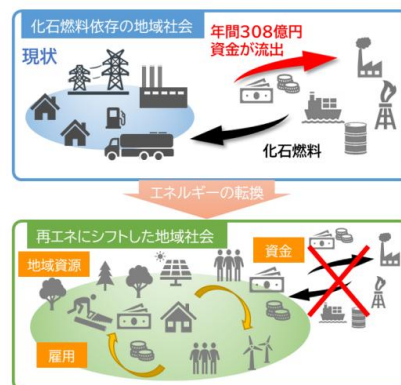
### ■ながはまゼロカーボンビジョン2050

ゼロカーボンビジョンでは、「ゼロカーボンはながはまの次の世代への移行戦略」とし、以下のミッションを掲げています。

ゼロカーボンに向かう中で生まれる**イノベーション**や**しゅくみ**を活かし、**脱炭素化と地域課題の同時解決**を図り、自然・文化・歴史あふれ、**くらし豊かな**ながはまを未来へつなぎつづけること。

また、ビジョンにおいては、地域外へエネルギー代金として多額の資金が流出されているため、地域内でエネルギーの地産地消を実現することで、地域内で資金が循環する仕組みを構築していきたいと考えています。

さらに、ゼロカーボンは幅広い分野に跨がるため、様々な観点から取り組みを行い、地域の課題解決に繋げていくことを目指しています。



### ■第2次長浜市環境基本計画

環境基本計画では、示されている「みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま」とし、これを温暖化対策の面から実現するために様々な取組を展開することとしています。

環境像

みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま

---

## 3.3 削減目標

---

### 3.3.1 BAU（現状趨勢）ケースの推計

#### BAU（現状趨勢）ケース推計の方針

- 現状の温室効果ガス排出量をもとに、今後、**地球温暖化に対し何も対策を講じない場合の 2030 年、2035 年、2040 年、2050 年の温室効果ガス排出量を推計**します。
- 一般的には、国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計をもとに、将来の人口減少に応じて削減量を推計する「活動量の自然減」といった簡易的な方法が用いられることが多いですが、温室効果ガス排出量を人口減少量のみで推計するため、特に産業部門など、人口動態との直接相関が少ない部門の推計には不向きとされています。
- そこで本市では、琵琶湖環境科学研究センターの支援も受けながら、人口減少のみを排出量の直接変化要因とする簡易的手法ではなく、**社会の動向、市民・事業者の行動の変容、経済効果の相関関係に基づく、部門関連型の活動変化モデル（長浜市独自モデル）**を用いて BAU 排出量の推計を行う方針としています。
- これにより、市民・事業者の行動変容が及ぼす温室効果ガスの削減効果や経済効果を将来推計に反映し、**人口減少のみに呼応した排出量推計ではなく、「長浜市の頑張り」を評価できる排出量推計**を目指します。

### 3.3.2 削減目標

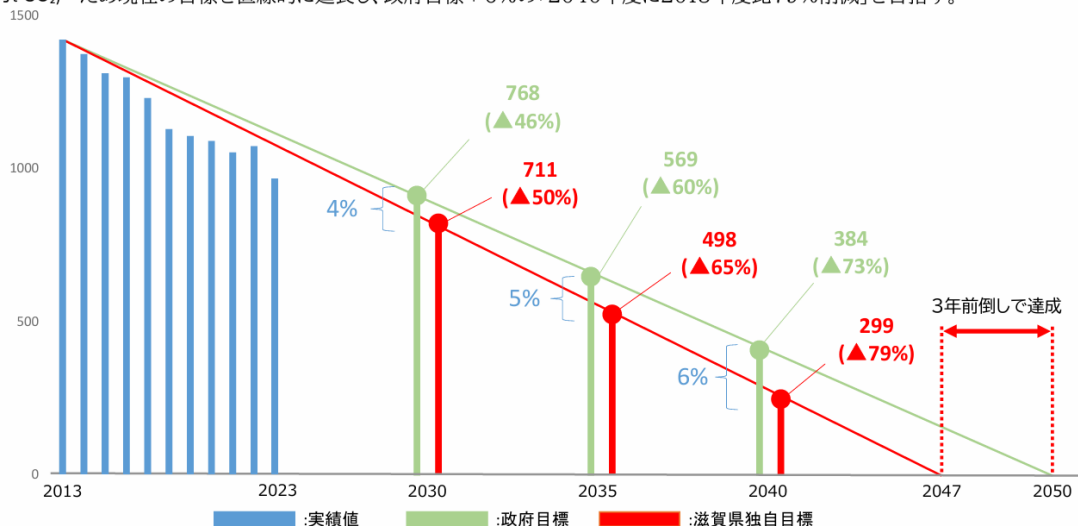
本市では、国よりも積極的な目標である滋賀県目標に準じ、2030 年を中間目標、2050 年を長期目標として、以下の削減目標を掲げ、脱炭素の取組みを推進していきます。



#### 【参考】国と滋賀県の温室効果ガス削減目標

##### 第4. 中期ビジョン ～2040年の中期目標～

- ・国は、令和7年(2025年)に「地球温暖化対策計画」等を改定して、現在の排出量削減目標を直線的に延長し、新たな目標を「2040年度において2013年度比73%削減」とした。
- ・本県においても、政府目標を上回る野心的な目標を維持し、また、県民や事業者における予見可能性を確保する(万t-CO<sub>2</sub>) ため現在の目標を直線的に延長し、政府目標+6%の「2040年度に2013年度比79%削減」を目指す。

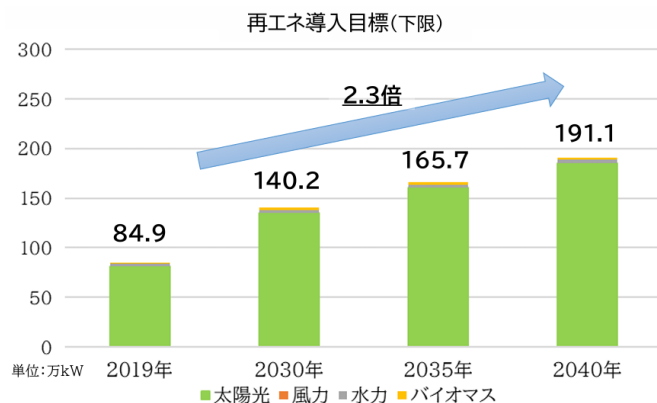


### 3.4 再生可能エネルギーの導入目標

#### 目標設定の方針

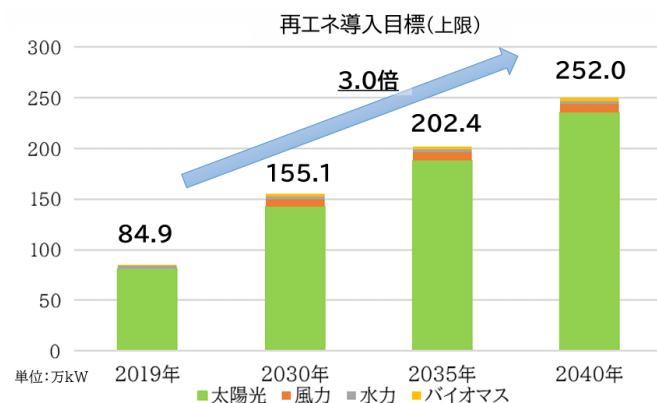
- 「再生可能エネルギーのポテンシャルと導入状況」と「BAU」、「削減目標」をもとに、削減目標を達成するために本市が掲げる再生可能エネルギーの導入目標を設定します。
- 目標設定にあたっては、国の「第 7 次エネルギー基本計画」および滋賀県の「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」に準ずる目標を検討します。
- 滋賀県の再生可能エネルギー導入目標は、2019 年度を基準年度としており、2040 年に 2.3～3.0 倍の導入とする目標を掲げています。これは、2030 年の目標に換算すると、2019 年度比で 1.7～1.9 倍の導入目標となります。
- 本市においても、県の目標に準じるよう、「1.7 倍～1.9 倍」を満たせる再生可能エネルギーの導入目標設定を設定する方針です。

#### 【参考】滋賀県の再エネ導入目標



#### 滋賀県の再エネ導入目標 (下限)

基準年度：2019 年  
2030 年目標 1.7 倍  
2040 年目標 2.3 倍



#### 滋賀県の再エネ導入目標 (上限)

基準年度：2019 年  
2030 年目標 3.0 倍  
2040 年目標 1.9 倍

## 3.5 再生可能エネルギーの適正導入に向けて（再エネ促進区域設定等）

### 3.5.1 再生可能エネルギー促進区域の設定

地域内での再生可能エネルギー導入推進にあたっては、地域と共生する再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを整備していく必要があります。これを受け本市では、地球温暖化対策推進法に基づく再生可能エネルギー促進区域の第一段階として、令和 8 年 4 月に「建築物の屋根上における太陽光発電」に関する促進区域を設定しました。

長浜市の促進区域

| 項目                                                                                                                                                                                                                | 内容                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 地域脱炭素化促進事業の目標                                                                                                                                                                                                   | 再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。                                                                                   |
| 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）                                                                                                                                                                                        | 市内全域における建築物の屋根上                                                                                                     |
| 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模                                                                                                                                                                                   | <b>【種類】</b><br>太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備<br><b>【規模】</b><br>建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。 |
| 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項                                                                                                                                                                         | 電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。                                               |
| 五 イ 地域の環境の保全のための取組                                                                                                                                                                                                | 法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。<br>・自然環境に関すること<br>・防災、安全に関すること<br>・反射光に関すること<br>・景観、文化財に関すること                           |
| 五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組                                                                                                                                                                                         | 再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。                                                         |
| <b>【設定理由】</b><br>・2030 年度再エネ導入目標のうち大部分を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電が最大の再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定する。<br>・まず環境等への影響が少ない「建築物の屋根上」を設定する。<br>・地図上でのゾーニングや、地上設置型太陽光発電含む他の再エネにおける設定については、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めることで検討を進める。 |                                                                                                                     |



## 第4章 重点プロジェクト

### 4.1 重点プロジェクトの概要

ながはまゼロカーボンビジョン 2050 のとおり、脱炭素をチャンスと捉え、ゼロカーボンに向かう中で生まれるイノベーションやしくみを活かし、脱炭素化と地域課題の同時解決を図り、自然・文化・歴史あふれ、くらし豊かなながはまを目指す取組を「重点プロジェクト」と位置づけ、実行性を持って進めていきます。

そこで、長浜の地域性やニーズに即した「長浜らしいエネルギー基盤づくりプロジェクト」をエネルギーエージェンシーこほくと共創するとともに、「脱炭素×〇〇」の取り組みアイデアを議論するための「長浜らしい未来の地域づくり実践ワークショップ」を開催し、次のとおり重点プロジェクトを構築しました。

#### ■長浜らしいエネルギー基盤づくりプロジェクト

| 施策名                    | 内容                                                                                                                                          |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギー地産地消のまち<br>“ながはま” | 地域で生まれた電源を地域内で消費できる仕組みの構築及び地域内電源開発を目指します。特に、令和 10 年供用開始の廃棄物発電の電気を地域内で活用し、エネルギーと経済が地域で循環するまちをつくれます。                                          |
| 環境未来人材育成               | 地域の企業と子ども・若者がつながる機会を創出し、質の高い環境教育を提供できるようにしていくことで、若者世代が地域に愛着を持ち、地域の活力が高まるような取り組みを実施します。<br>また、若者に限らず、地域の環境意識を持つ人材の育成を進め、市全体で脱炭素を進める基盤を整備します。 |

#### ■脱炭素をキッカケとした地域課題解決・地域振興プロジェクト

| 施策名                          | 内容                                                                                                                                                              |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業の強みを活かした長浜版グリーンツーリズム地盤整備事業 | 市内工場の休日・祝日等の非稼働時間における再生可能エネルギーの余剰電力を地域活動や観光事業に活用、又は地域電力会社を通して地域内循環できるように調査、インフラ整備します。<br>滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画(R8.3 改定)における「産業集積地の脱炭素化の推進」施策と連携します。 |
| 第 1 次産業の課題解決に資する再エネ省エネ導入促進事業 | 第 1 次産業における重大課題である「担い手不足」の解消に向けた『需要拡大』及び『安定収入の確保』のため、再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、体験型プログラムを実施します。<br>・木質バイオマス利用推進<br>（薪ストーブ設置補助金、薪割り体験プログラム）<br>・営農型太陽光発電の導入促進支援       |

| 施策名                             | 内容                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域内で安心して移動できる脱炭素型地域内交通システムの構築事業 | 少子高齢化社会における持続可能な移動手段の確保に向けたライドシェア（共助型公共交通＜マイカー乗り合い＞）システムの導入可能性実証実験を行います。                                                                                                                   |
| 産業・観光の強みを活かしたサステナブルツーリズム推進プログラム | 調整中                                                                                                                                                                                        |
| 脱炭素ダイレクトサポート                    | <p>本市の脱炭素社会構築に向け、最新技術を用いた、または、G H G 排出量削減効果の高い再エネ省エネ機器の導入に対して直接的な補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新技術による竹生島電力事情解消プロジェクト</li> <li>・省エネ給湯器（高効率給湯器）への買い替え補助事業</li> </ul> |

これらを両輪として、国が位置づける「実行集中期間」である 2030 年まで、長浜市らしい地域脱炭素推進事業を進めていきます。

#### 今後の検討方針

- 現在、ワークショップにて重点プロジェクトの詳細をディスカッション中です。
- 市民の皆さんとのディスカッション結果をもとに、重点プロジェクトごとに、概要・主体・主な取組みを、以下の 5 節に整理予定です。

## 第5章 温室効果ガス排出削減に向けた施策（緩和策）

### 5.1 排出削減に向けた施策(緩和策)の体系

緩和策とは、温室効果ガスの排出抑制や森林等の吸収作用を保全及び強化することで地球温暖化の防止を図るための施策です。緩和策の体系を以下に示します。

緩和策の体系図（例）



**今後の検討方針**

- 各部門の適応策（施策）について、内容と市・市民・事業者それぞれの役割を整理予定です。

---

## 5.2 事業者における省エネ化、再エネ導入の推進（産業・業務部門）

---

---

## 5.3 家庭における省エネ化、再エネ導入の推進（家庭部門）

---

---

## 5.4 環境負荷の少ない移動手段の普及推進（交通部門）

---

---

## 5.5 資源循環の推進(廃棄物部門)

---

---

## 5.6 森林吸収(吸収源対策)

---

## 第6章 気候変動に対する適応策

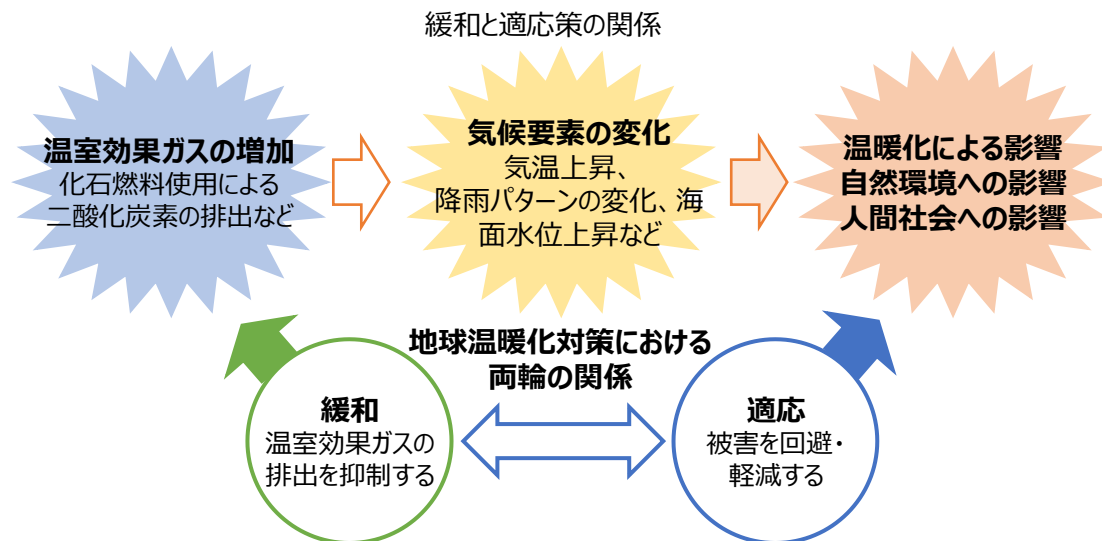
### 6.1 適応策とは

「適応」とは、既に起こりつつある、あるいは起こり得る気候変動の影響に対し、自然や社会のあり方を調整することにより、被害を防止・軽減する温暖化対策であり、集中豪雨に対する災害対策、高温化に対する熱中症予防や感染症予防などが例として挙げられます。

それに対し、「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する温暖化対策で、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大などの取組がこれに含まれます。

まずは、気候変動の原因に直接働きかける緩和に最優先で取り組む必要がありますが、気候変動は既に自然と人間社会に影響を及ぼしており、今後温暖化が進行すると、深刻で不可逆的な影響が広範囲で生じる可能性が高まると指摘されています。

本市においては、これまで、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を減らす「緩和策」を中心に取り組んできましたが、今後は「緩和策」と「適応策」の両輪で取組を進めていく必要があります。



(出典) 環境省ホームページ

## 6.2 本市における影響について

本市においても、気候変動の影響が現れはじめています。各種観測データや住民の皆さまによる観察から、現在本市で確認されている気候変動の影響は主に以下の4点です。

### 本市において確認されている気候変動の影響

#### 1. 気象の変化

(気温上昇と降雪量の激減)



##### 平均気温の上昇

長浜のアメダス観測地点において、1979年から2019年の40年間で年平均気温は約「1.1℃～1.7℃上昇」しています。

##### 降雪量の顕著な減少

県北部を中心に降雪量が減少しており、特に福井県境に近い長浜市柳ヶ瀬では、10年あたり約105cmという極めて高い割合で年降雪量が減少しています。

##### 無降水日数の増加

滋賀県全体の傾向として、年間降水量は横ばいですが、雨の降らない「無降水日数」は増加しています。

#### 2. 農林水産業への影響



##### 水産業（余呉湖・琵琶湖）

冬の積雪減少や氷結の減少に伴い「余呉湖のワカサギが不漁」になっているという変化が報告されています。また、秋の河川水温が高いたことでアユの産卵が遅れ、不漁につながった事例も県内で確認されています。

##### 農業

滋賀県全域の課題として、夏の高温による「コメ（コシヒカリ等）の品質低下」（白未熟粒や胴割粒の発生）が顕著です。また、長浜市内の住民からは、カメムシの増加による被害も指摘されています。

#### 3. 自然生態系と生活の変化

(住民の観察による)



##### 植物・季節の変化

さくらの開花時期の変化、紅葉のピーク時期の変化や色づき不良が観察されています。

##### 生物相の変化

南方系の蝶であるツマグロヒョウモンが増加しているほか、本来南方に生息するキノコ（オシロカラカサタケ）の北上が確認されています。一方で、ホタルの減少も報告されています。

##### 暮らしの変化

夏場の熱中症の増加や冷たい食べ物の摂取機会の増加が挙げられています。冬場は積雪・氷結の減少によりスノータイヤや灯油の使用頻度が減少しています。

#### 4. 将来予想されるリスク



##### 水資源への影響

長浜市のような多雪地帯では、将来的に冬の流量が増える一方で、4月から5月の融雪水が減少すると予測されています。これにより、農業用水の需要が大きい時期に水不足（渇水）が生じるミスマッチが懸念されています。

##### 災害の激甚化

短時間強雨や大雨の頻度が高まることで、斜面崩壊などの土砂災害や山地災害の発生頻度が増加する恐れがあります。また、積雪の減少により、冬にニホンジカが越冬しやすくなり、森林被害が拡大する可能性も指摘されています。



### 6.3 本市が対象とする適応の分野と対応策

本市では、国の気候変動影響評価結果において重大性が『特に大きい』、緊急性が『高い』、確信度が『高い／中程度』と評価されているもののうち本市への影響が懸念される分野を対象とし、以下の適応策を推進します。

本市において懸念される気候変動の影響と市の主な取組（例）

| 分野    | 懸念される気候変動の影響と取組                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林業   | <p><b>懸念される気候変動の影響：</b>本市は、地形と気象を活かして、農地基盤整備が実施された農地において稲作を中心とした農業生産が行われています。気候変動による影響は、気温上昇によるコメの品質低下や収穫量の減少、害虫の増加による農作物被害の増加、かんがい期における水不足などを招くことが予想されており、これらへの対策が必要です。</p> <p>➤ <b>市の主な取組（例）：</b>農業者への情報提供・取組推進、農業施設の適正管理、農業者などの経営安定化、森林の適正な維持管理</p>                                                     |
| 自然生態系 | <p><b>懸念される気候変動の影響：</b>気温の上昇や降雨の変化等の気候変動による積雪や土壌、水温・水質などの自然的要素の変化は、生物の生育・生息適地や分布の変化、種の絶滅、外来種の侵入・定着率の変化につながることが想定されています。さらに、気候変動によって野生鳥獣の越冬可能な個体数が増加し農作物の食害や自然植生の消失が増加すると考えられています。本市においても琵琶湖の水源の森であるブナ・ミズナラ林の生育への影響などが生じると懸念されます。</p> <p>➤ <b>市の主な取組（例）：</b>生物生息状況の把握、生物多様性についての普及啓発、野生鳥獣対策の推進、外来種対策の推進</p> |
| 自然災害  | <p><b>懸念される気候変動の影響：</b>近年、台風の大型化や大雨による浸水被害や河川の増水や氾濫、土砂災害が全国各地で発生しています。令和4年8月に発生した豪雨では、土砂崩壊などに伴い高時川上流で継続的な濁水が発生し、周辺地域及び河川環境に大きなダメージを与えました。こうした短時間雨量を伴う大雨は、今後もますます増加することが予想されており、本市においてもこれらの被害に備える必要があります。</p> <p>➤ <b>市の主な取組（例）：</b>防災・減災に向けた情報発信、雨水排水・貯留浸透機能の拡充、地域と連携した災害対応体制の充実・強化</p>                    |
| 健康・生活 | <p><b>懸念される気候変動の影響：</b>気候変動による気温の上昇は、熱ストレスによって高齢者の死亡リスクを高め、また熱中症を増加させるとともに、間接的に気温上昇に伴う光化学オキシダント濃度の上昇なども生じさせます。また、デング熱などの感染症を媒介する蚊の生息域の拡大など、市民の身近な健康への影響が見られつつあります。</p> <p>➤ <b>市の主な取組（例）：</b>熱中症予防対策、感染症対策</p>                                                                                             |

## 第7章 計画の推進

### 7.1 計画の推進体制

地球温暖化は、市民や事業者の日常の生活や事業活動に深く関係していることから、その解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえて行動し、市を含めてお互いに協力・連携してそれぞれの取組を進めていくことが重要です。市は、各主体が連携し、地球温暖化対策に関する事業をともに進めていくため、市民や事業者と協働で取組を推進していきます。

#### ■庁内体制

| 名称                          | 概要                                  |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ゼロカーボンシティ推進本部会議、幹事会、ワーキング部会 | 庁内横断的な組織体制であり、スムーズな分野横断施策を設計、実施する役割 |

#### ■アドバイザー・コーディネーター

| 名称          | 概要                                                                           |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| コーディネーターの招聘 | ・地域おこし協力隊<br>自治体と地域、企業の間を補完する役割                                              |
| 専門家からのアドバイス | ・環境審議会・ゼロカーボン専門委員会<br>専門性の高い議論及び判断を行い、計画遂行を広い視野で監督、補助する役割                    |
|             | ・環境省脱炭素まちづくりアドバイザー<br>・総務省 GX アドバイザー<br>いずれも実行力の伴う専門性の高いアドバイザーとして、自治体を補助する役割 |

#### ■中間支援団体等との連携

| 名称           | 概要                                                                                                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギーエージェンシー | ・エネルギーエージェンシー（組織体）<br>中間支援組織として、自治体及び地域、市内企業等のサポートを担い、地域脱炭素の推進を図る役割<br>・プロジェクトコーディネーター<br>いずれも実行力の伴う専門性の高いコーディネーターとして、エネルギーエージェンシーの活動を支える役割 |
| その他の中間支援団体   | 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター                                                                                                                          |

■ステークホルダーとの連絡調整

| 名称                 | 概要                                                                      |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| こほくゼロカーボンシティ推進連絡会議 | 教育機関・金融機関・行政等を含む地域全体的な組織であり、ながはまゼロカーボンビジョン 2050 の推進に向けた情報共有・一体推進の場として運営 |

■行政機関等との連携

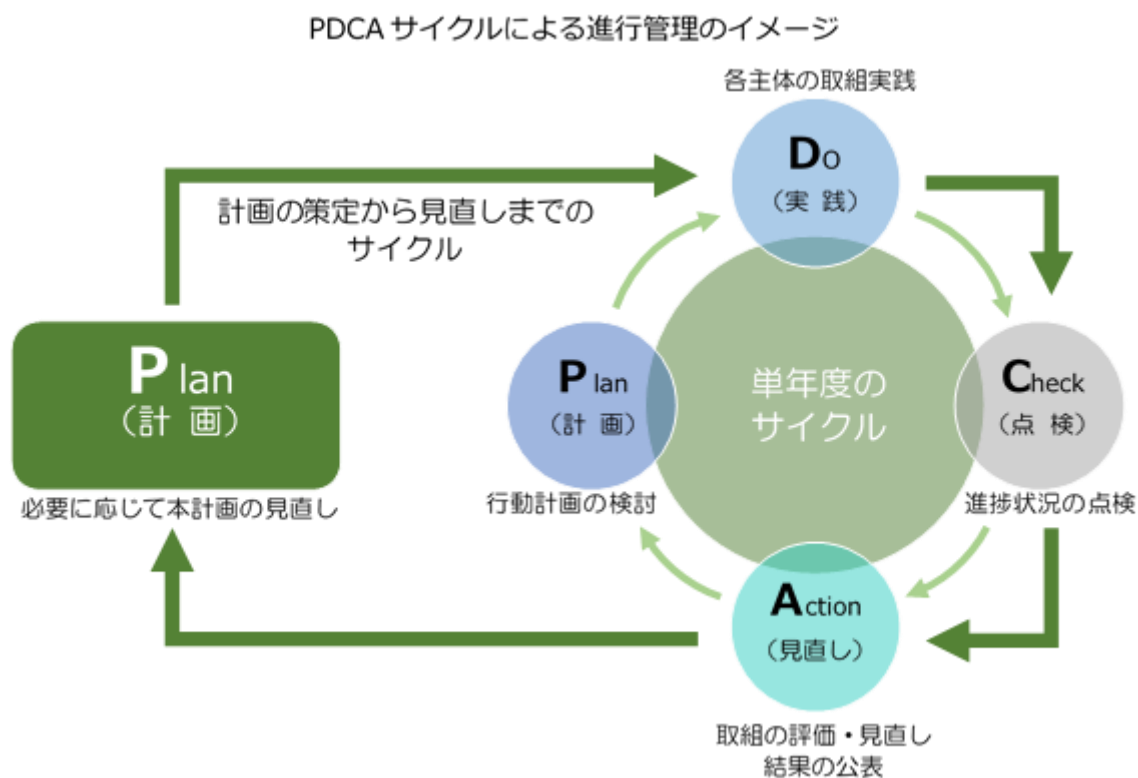
| 名称      | 概要                                                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国、県、他市町 | <p>国県の上位計画や方針と整合を図り、実行においては協力・連携の関係を持って事業を進める体制</p> <p>本市及び米原市、高島市の3市を「滋賀県北部地域」として、滋賀県における「北の近江振興プロジェクト」が進められている</p> |

## 7.2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画（Plan）→実践（Do）→点検（Check）→見直し（Action）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

計画における市の施策の取組状況及び温室効果ガスの排出量については、毎年度取りまとめを行い、長浜市環境審議会に報告・意見聴取のうえ、進捗状況を管理していくほか、長浜市の公式ホームページなどに簡易レポート等として公表します。また、必要に応じて、本計画の見直しを図り、計画の妥当性と実効性を担保します。

本計画の進捗は、前節の推進体制の関係団体、会議においても適宜報告を行い、庁内を含めた情報共有と進行管理を行います。



## 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について

### 1 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」とは

「クビアカツヤカミキリ」は、幼虫がサクラやウメ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物です。成虫は5月下旬から8月にかけて発生し、首の部分が赤く、全体的には黒色、体長は約2.5～4 cmです。幼虫は2～3年樹木の内部で過ごします。

人体への直接的な害はありませんが、幼虫による食害で樹木が弱り、最終的に枯死することがあります。また500個から1,000個の卵を産むなど繁殖力が強く、周囲の木にも被害が広がるおそれがあり、他府県では果樹園で甚大な被害が発生したほか、桜並木をすべて伐採した事例等もあります。

一度、定着してしまうと、根絶することが難しいうえに、侵入を防ぐ手立てがないことから、被害を拡大させないために、伐採、伐根のうえ、焼却することが最も有効な方法と言われています。

本市においては、昨年7月に確認され、これまでの専門家や行政等の調査により、湖北・高月地域の高時川沿いで、複数の被害木が見つっています。

### 2 現在の被害状況について（令和8年7月23日現在）

- 被害箇所・・・20か所
- 被害木・・・61本（ウメ51、サクラ1、スモモ・ハナモモ5、モモ4）
- 伐採済み・・・44本
- 薬剤対応・・・8本
- ネット巻き・・・8本（令和8年秋ごろ伐採予定）
- 対応中・・・1本

#### <経過>

（令和7年度）

令和7年7月14日:滋賀県職員が湖北地域で発見

令和7年7月17日:滋賀県が報道機関へ資料提供

令和7年7月17日:市ホームページに掲載し周知

令和7年7月18日:市SNSに掲載し周知。市からもプレスリリース。

令和7年7月24日:地元自治会へ電話等で情報提供

令和7年7月 :市役所の施設管理課へ調査を依頼  
→調査した結果、市所有施設での被害はなし。

令和7年9月 :広報ながはまへ掲載。市内の全自治会へ組回覧を実施

令和7年11月 :商工会のメルマガへ掲載し周知

令和 7 年 11 月 20 日:健康福祉常任委員会へ報告

令和 7 年 11 月 26 日:プレスリリース(2 回目)

令和 7 年 12 月 :湖北地域・高月地域へ組回覧を実施

令和 7 年 12 月 :地元説明会(湖北地域・高月地域)を開催

令和 8 年 1 月～現在:被害木所有者の家をまわり、伐採等被害木処理への協力要請

令和 8 年 3 月 :商工会議所へチラシ配布し周知

(令和 8 年度)

令和 8 年 4 月 :商工会のメルマガへ掲載し周知

令和 8 年 4 月 :広報ながはまへ掲載(2 回目)

令和 8 年 4 月 :クビアカ対策にかかる補助要綱を制定

令和 8 年 7 月 14 日～15 日:環境省の専門家派遣事業(令和 8 年度外来生物戦略的防除等推進支援業務)を活用し、クビアカツヤカミキリ対策について専門家による講演会・研修会を開催。自治会・行政職員・森林組合等から 2 日間で延 41 人参加。

令和 8 年 7 月 19 日:八日市自治会(湖北地域)で行政出前講座を開催

令和 8 年 8 月 :湖北地域・高月地域へ組回覧を実施

令和 8 年 9 月 :虎姫地域へ組回覧を実施

### 3 今後の対策

#### ◇被害木への対策(被害の拡大防止)

##### ①9月頃から翌年5月(成虫が発生しない時期)

5月下旬以降に成虫が発生すると、被害拡大が予想されるため、成虫を発生させない対策が必要

- ・被害木の調査確認(全体像の把握、フラスによる確認)
- ・被害木をどうするか検討(残す、残さない)→薬剤処理、伐採など

##### ②5月下旬から8月(成虫が発生する時期)

発生した成虫が産卵しないように、早期に見つけ、早急に対処することが必要

- ・被害木の早期発見(成虫、フラスの確認)
- ・薬剤防除、ネット巻きなどの拡大防止措置

※見つけ次第すぐに対応(幼虫、成虫の捕殺、防除)

※被害木について、定期的に成虫発生有無の確認

※成虫は飛翔するほか、羽化後すぐに産卵する。成虫が飛散しない対策必要

※この時期は伐採しない(被害拡散防止)

#### ◇地域全体での対策

- ・県や滋賀県樹木医会との連携
- ・広報紙等による周知、啓発活動
- ・定期的に地域住民や関係事業者に対し調査協力の呼びかけ



# <被害木発見のポイント>

対象の樹木：サクラ、ウメ、スモモなどバラ科の樹木

- ・ 年中：フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）の有無

※木の根元や幹付近で確認する

※冬季は幼虫の活動が止まってフラスが出なくなるため、降雪期までと春以降が効果的

※状況や楕円状の孔（成虫が出てくるためのもの）がないか確認

- ・ 5月下旬～8月：成虫の有無

※見つけたら、殺処分すること

# <防除方法>

- ・ 伐採（9月～翌4月）
- ・ 薬剤による防除（年中）
- ・ ネット巻き（5月～8月）
- ・ 幼虫の捕殺・刺殺（年中）、成虫の捕殺（6月～8月）

| 2年1化の場合 |         |    |    |    |    |         |    |    |    |     |     |     |  |
|---------|---------|----|----|----|----|---------|----|----|----|-----|-----|-----|--|
|         | 1月      | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月      | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |  |
| 1年目     |         |    |    |    |    |         | 卵  | 幼虫 |    |     |     |     |  |
| 2年目     | 幼虫      |    |    |    |    | 幼虫（蛹室内） |    |    |    |     |     |     |  |
| 3年目     | 幼虫（蛹室内） |    |    |    | 蛹  | 成虫      |    |    |    |     |     |     |  |

年間における  
成虫・幼虫の活動期



出典：クビアカツヤカミキリ防除の手引き

（東京都環境局）

# 長浜市クビアカツヤカミキリ被害確認状況

令和8年(2026年)7月23日現在



|   | 確認日   | 樹種   | 本数 | 確認内容         | 備考                                              |
|---|-------|------|----|--------------|-------------------------------------------------|
| ① | 7/14  | ウメ   | 24 | 成6 幼1<br>フラス | 12月上旬に被害木19本伐採、撤去済、根株は残存。新規確認のうち緊急ネット巻き4、薬剤散布1。 |
| ② | 7/16  | ウメ   | 11 | 成6<br>フラス    | 11月中旬までに全被害木伐採・撤去・伐根済み                          |
| ③ | 7/16  | サクラ  | 1  | フラス          | 9/25伐採                                          |
| ④ | 9/25  | スモモ  | 1  | フラス          | 3/11伐採                                          |
| ⑤ | 9/30  | ウメ   | 1  | フラス          | 3/11伐採                                          |
| ⑥ | 9/30  | ウメ   | 1  | フラス          | 6/16緊急ネット巻き                                     |
| ⑦ | 9/30  | ウメ   | 1  | フラス          | 2/27伐採                                          |
| ⑧ | 10/7  | ウメ   | 3  | フラス          | 3/3伐採、3/26新規確認→6/10伐採、6/30新規確認、薬剤散布             |
| ⑩ | 10/21 | モモ   | 2  | フラス          | 1/30樹種修正、薬剤散布                                   |
|   | 6/30  | ウメ   | 2  | フラス          | 6/17・30新規確認、6/30薬剤散布                            |
| ⑪ | 10/21 | ウメ   | 1  | フラス          | 2/24伐採                                          |
| ⑫ | 10/21 | ウメ   | 2  | フラス          | 3/24伐採、6/17新規追加                                 |
| ⑬ | 10/21 | ウメ   | 1  | フラス          | 3/24伐採                                          |
| ⑭ | 11/6  | スモモ  | 1  | フラス          | 12/7樹種修正、3/10伐採                                 |
| ⑮ | 11/13 | スモモ  | 1  | フラス          | 2/24樹種修正、3/8伐採                                  |
| ⑯ | 3/9   | ウメ   | 1  | フラス          | 3/27伐採合意得られず、薬剤散布継続                             |
| ⑰ | 3/9   | ウメ   | 2  | フラス          | 3/27伐採                                          |
| ⑱ | 5/25  | ハナモモ | 1  | フラス          | 所有者小枝伐採、薬剤散布                                    |
| ⑲ | 6/10  | ウメ   | 1  | フラス          | 新規発見・緊急巻き                                       |
| ⑳ | 6/10  | ウメ   | 2  | フラス          | 1本伐採済み、1本緊急巻き                                   |
| ㉑ | 7/22  | ハナモモ | 1  | フラス          | 7/23緊急巻き                                        |

非伐採被害木残存箇所

今年度新規確認箇所

今年度新規被害木確認箇所

全20箇所、成虫13個体・幼虫6個体捕殺、被害木61本(ウメ51、サクラ1、モモ4、スモモ・ハナモモ5)のうち44本(ウメ39、サクラ1、モモ1、スモモ3)伐採済



# クビアカツヤカミキリは、 特定外来生物に指定されています。

- 特定外来生物は、飼養（飼育）・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は最大で 1 億円の罰金が科されます。

## 成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部（クビの部分）が赤い



## 体長

2.5 ～ 4 cm

頭からお尻  
までの長さ  
(触角は含まず)

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。



成虫は 5 月末～ 8 月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。

木の中でさなぎから成虫になり、幹に細長い穴（脱出孔）をあけて、出てきます。



脱出孔（右上）と幼虫、フラス（下）の写真提供：埼玉県環境科学国際センター

幼虫は樹木の内部で、2～3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、うどん状のフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）が排出されるため、目印となります。幼虫の成長が進むと、さらに大量のフラスが排出されます。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。2012 年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。

被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

# ◆ 全国に飛び地的に広がっています

今後、いつ・どこかの地域で見つかってもおかしくありません。

## 被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、  
甚大な**農業被害**をもたらします。

## 被害2

サクラやウメ・モモの他にも  
様々な樹種を食害するため、  
**生態系にも影響**をおよぼすお  
それがあります。

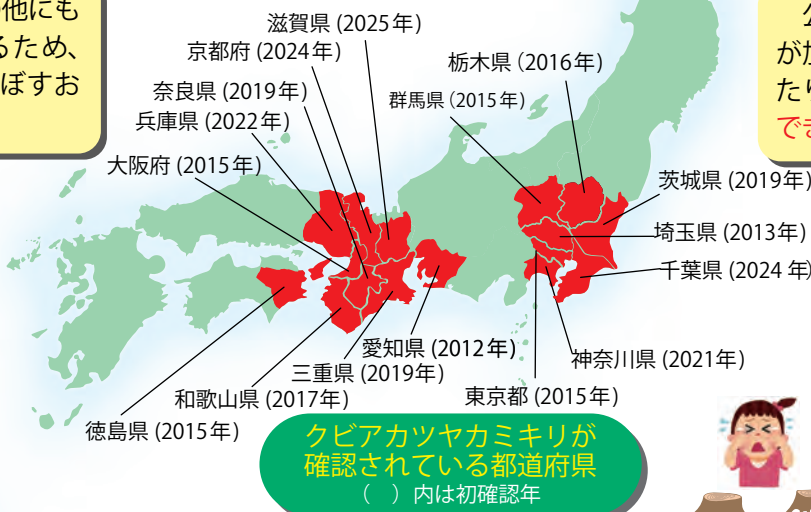
## 被害3

公園や街路樹などのサクラ  
が加害されると景観が悪化し  
たり、**お花見を楽しむことが  
できなくなってしまう**です。

幼虫に食害された樹木の内部



写真提供：埼玉県環境科学国際センター



食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそ  
れができます。また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によ  
っては枯れていなくても伐採しなくてはならないこともあります。



数年後



(上)(下)写真提供：樹木医1589

## 防除・伐採時の留意点

- 伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、**伐採した木は放置せず、速やかに焼却または粉碎**する必要があります。また、切り株は抜根するか、それが困難な場合はブルーシートやモルタルなどで被覆する処置をしてください。
- 伐採したり、枯死した木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、**移動させる前に適切な処置をする**必要があります。
- 防除のために木にネット等を巻く場合、木とネットを密着させると食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



## もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- ・ 下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- ・ 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・ 可能であれば、写真を撮影してください。
- ・ 成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
- ・ 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

## お問い合わせ

北海道地方環境事務所 011-299-1954  
釧路自然環境事務所 0154-32-7500  
東北地方環境事務所 022-722-2876  
関東地方環境事務所 048-600-0817

信越自然環境事務所 026-231-6573  
中部地方環境事務所 052-955-2139  
近畿地方環境事務所 06-6881-6505  
中国四国地方環境事務所 086-223-1561

四国事務所 087-811-7240  
九州地方環境事務所 096-322-2413  
沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400

環境省外来生物対策室 TEL 03-5521-8344

環境省「日本の外来種対策」  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/>

